

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|--------------------------------------|---|------------|--|---|
| 第1節 地域包括ケアシステム構築のための支援 | | | | |
| 第1項 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実 | | | | |
| (1) 地域包括支援センターの機能強化 | | | | |
| 1 | 地域包括支援センターに適正な人員の配置を行うなど、機能を強化するよう市町村に助言します。 | 28 | 府ホームページやパンフレットを活用した広報活動とともに、地域支援事業の新しい上限も活用しながら、センターの業務量と役割に応じた人員体制を確保するよう働きかけた。 | 今後、中長期的な視野も踏まえて、市町村と一体となって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進していくセンターの体制強化を図っていくことが重要であるため、「人員体制の確保」「市町村やセンター間との役割分担・連携強化」「効果的なセンター運営の継続」及び「地域ケア会議の推進」といった観点から、市町村の取組が推進されるよう支援を積極的に行う。 |
| 2 | 地域包括支援センター間の総合調整、他のセンターの後方支援等を行う基幹型センターの設置、センター間の役割分担と連携強化など、効果的・効率的な運営が図られるよう市町村に助言します。 | 28 | | |
| 3 | 市町村と地域包括支援センターとの役割分担を明確にし、委託する場合には、具体的な委託方針を示すとともに、運営を評価するよう助言します。 | 28 | 市町村とセンターとの役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容の明確化を推進するとともに、運営協議会による評価・点検の強化を働きかけた。 | |
| 4 | 地域包括支援センターの役割や運営状況に関する情報を情報公表制度で公表するよう助言します。 | 28 | | |
| (2) 地域包括支援センター職員の資質向上 | | | | |
| 5 | 施策別(認知症対策・高齢者虐待対応・介護予防・医療と介護の連携等)研修などを実施し、地域包括支援センター職員の資質の向上を図ります。 | 28 | 地域包括支援センター職員が介護予防にかかる活動を推進できるよう、介護予防にかかる研修会を開催した。(年間2回開催、参加者数303名) | 介護予防について地域包括支援センターの他、市町村、介護サービス事業者等が連携し推進する必要がある。 |
| (3) 地域ケア会議の開催によるネットワークの充実 | | | | |
| 6 | 地域で実績や経験を有する機関のほか、多様な支援者との連携を図るよう市町村に対して助言します。 | 28 | ○地域ケア会議の充実を図り、関係者間のネットワークの強化を目的に地域ケア会議の運営支援や助言を行う広域支援員の派遣を行った。 ・11市町に計19回、9名を派遣 ○地域ケア会議での助言等を行う専門家(リハビリテーション職等)の活用を定着させるため、専門職の派遣を行った。 ・4市町に計18回、11名を派遣 | 地域ケア会議において地域住民や活動団体との顔の見える関係づくりや多様な機関との連携強化が図れるよう引き続き支援する。 |
| 7 | 地域ケア会議の充実及び強化を図るため、会議での助言等を行う専門家(リハビリテーション職等)の活用を支援します。 | 28 | ○先進的事例や好事例の情報提供のため府内市町村及び地域包括支援センター職員向けの研修会を開催した。 ・第1回地域ケア会議充実・強化研修 平成27年7月24日 参加者92名 ・第2回地域ケア会議充実・強化研修 平成27年12月3日 参加者137名 ○リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、地域ケア会議において「心身機能」「活動」「参加」のリハビリテーションの理念をふまて助言できるよう、リハビリテーション専門職を対象に研修会を開催した。(年間1回開催、参加者数 193名) | ○自立支援に資するケアマネジメント支援の推進のため、リハビリテーション職を活用した多職種協働の地域ケア会議が開催されるよう支援を行う。 ○地域ケア会議に参加するリハビリテーション専門職等との有機的な連携を推進します。 |
| 第2項 医療・介護連携の推進 | | | | |
| (1) 在宅医療の充実 | | | | |
| 8 | 急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制整備を支援し、在宅医療を担う医療機関の増加、医療従事者の確保と資質の向上をめざします。 | 32 | ○医療関係団体との協議を踏まえ平成28年3月に地域医療構想を策定した。 ○地区医師会に在宅医療推進コーディネータを配置し、訪問診療や看取りの実績のある診療所を地域で増やすための取組を支援した。 コーディネータが活動する際の参考となるよう、コーディネータの活動目的や役割、また具体的な活動手順やアクション例を盛り込んだ「在宅医療コーディネータ活動指針」を作成し、周知を図った。 平成27年度までに、35地区の地区医師会に在宅医療コーディネータを配置した。 ※在宅医療推進コーディネータの役割: ・在宅医療の新規参入に向けた課題把握 ・在宅医療参入に伴う負担感の軽減を図るためのサポート ・後方ベッドの確保に向けた病院との連携体制の構築 ・在宅医療にかかる関係機関との連携構築 ・医療資源を把握し、新たに在宅医療に取組む医療機関への情報提供等 | ○地域医療構想の実現を図るため、現在、不足が見込まれる回復期病床への病床転換を中心とした機能整理を進めるとともに、在宅医療の充実が必要。 そのため、二次医療圏ごとに設置した「地域医療構想調整会議」、その下の「病床機能懇話会」、「在宅医療懇話会」を活用し、府民の医療ニーズの増大や多様化や、地域の実情に応じた医療提供体制の充実を図るための検討を行う。 ○在宅医療推進コーディネータ取組を段階的に拡大し、効果的・効率的な取組に向けて、下記の5つの取組を提示し、補助事業の採択時の要件とした。 ①地域の病院や診療所(歯科含)、訪問看護ステーション、薬局等を継続的に訪問し在宅医療の地域資源の把握 ②訪問診療導入研修(同行訪問研修) ③後方支援機能の運用ルールの作成に向けた協議(地区医師会と病院との協議) ④訪問看護ステーションの活用推進 ⑤在宅医療に取組む医師で連携に向けた情報交換会の開催。 平成29年度には57全地区での配置を目指す。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|-----------------------|--|--------|---|---|
| 9 | 在宅療養者の増加などにより、看取りへの対応をはじめ、看護職員へのニーズは拡大してきており、そのような状況に対応するため、看護師養成所に対する支援や潜在的な看護師の掘り起こし等、訪問看護師の確保・養成、訪問看護に従事する看護職員の資質の向上、訪問看護ステーションの機能強化、体制強化及び医療機関相互の連携強化などの取組みを行います。 | 32 | ○訪問看護師の確保に向けて、看護学生や潜在看護師に対して訪問看護師への就業動機づけとなるように、訪問看護の基礎研修や職場体験を開催した。 また、訪問看護師の資質向上のために、訪問看護キャリア・経験に応じて、訪問看護の基礎知識や疾患毎に必要な専門知識を習得する研修を開催した。 さらに、府内の訪問看護ステーションを、地域の実情に応じた研修を実施する教育ステーションに指定し、訪問看護実践能力の向上を図る研修を開催した。 ・研修参加者数:1,526人※延べ人数/訪問看護師数約3,100人 ・教育ステーションを指定した圏域数:5圏域 ○訪問看護ステーションのICTシステム導入等を支援することで、患者情報の共有などの連携業務の効率化を図り、複数のステーションが患者訪問を相互に補完するような連携体制づくりを推進した。 ・連携事業に取組んだステーション数:27ステーション(H26～27年度累計110ステーション)/平成28年度末までに累計400ステーションが目標 | ○訪問看護師の確保養成に向けて、研修参加者を増やしていくため、開催日程や時間等を工夫し、参加率の向上を図る。 平成27年度は、教育ステーションが指定されていない圏域が3か所あった。 今後は教育ステーションのない圏域の訪問看護ステーションに対して、協議・調整を行うことで、拡大を目指す。 ○今後は連携体制づくりのみならず、個別のステーションが医療ニーズの高い患者に対応できるように、機能強化・規模拡大を図る訪問看護ステーションの支援に重点的に取組んでいく。 |
| 10 | 訪問歯科診療、口腔の健康管理を担う「かかりつけ歯科医」の普及を図るとともに、市町村・保健所・医療機関・介護施設等相互の連携・強化の推進を支援します。 | 32 | ○要介護高齢者等の口腔衛生状態の改善、健康の保持促進、QOLの維持、向上を図るため、要介護高齢者等の療養を支援している施設職員等に対する講話や実技指導を行った。 ・受講者 1,305人 ○認知症高齢者が入通所する施設において口腔ケアに携わる施設職員を対象に、口腔保健活動の企画、実施方法に対する研修を10地区において行い、地域での口腔保健活動の定着を目指した。 ・参加施設(座学)67施設、(実技)47施設 ○地域における在宅歯科医療の窓口となる在宅歯科ケアステーションを府内16地区に設置するとともに、在宅医療従事者向けの歯科との連携に向けた研修会を府内40地区において開催し、在宅歯科医療連携体制の推進に努めた。 ・在宅歯科ケアステーション設置箇所数 16地区 | ○健康寿命の延伸には、歯の喪失予防が重要であるので、引き続き、市町村等関係機関・団体と連携して、成人歯科健診事業の普及啓発に努め、「80歳で20歯以上自分の歯を有する人」の割合増加を目指す。 ○引き続き、要介護高齢者等の施設職員等に対する実技を交えた講習会を開催し、要介護高齢者等の口腔衛生状態の改善、健康の保持・増進を図る。 ○療養者の口腔機能の維持向上をもって療養生活を支援するため、今後も、ホームページ等を活用した情報提供等を通じて、医科・歯科・介護等の連携強化に努める |
| 11 | 地域医療に貢献する「かかりつけ薬局」の普及を図るとともに、無菌製剤調整設備の整備を図る等、薬局が在宅医療へ参画するための方策を推進していきます。 | 32 | 薬局・薬剤師が禁煙、血圧、及び健(検)診受診にかかる健康情報を提供するモデル事業を実施する等、かかりつけ薬局機能の強化を図った。また、無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するための研修会を実施した。 | 引き続き、医薬品の適正使用を推進するため「かかりつけ薬局・薬剤師」の普及を図るとともに、薬局が在宅医療へ参画するための取組み等を推進していく。 |
| (2) 医療と介護の連携強化 | | | | |
| 12 | 市町村が地域の医師会等の協力を得て、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を推進する取組みを支援します。 | 32 | ○地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業について、市町村が地区医師会等と連携して取組めるよう、調査や個別ヒアリングを行い、各市町村の実施状況を把握した。 ○市町村や地域包括支援センター職員、地区医師会等を対象に、在宅医療・介護連携推進事業の目的や内容、先進的に取組む他府県の事例を紹介する研修会を開催した。 ・平成27年10月5日、12月2日、平成28年2月4日 | ○市町村が在宅医療・介護連携推進事業を通じて在宅療養できる地域づくりを推進できるよう、引続き支援する。 ○在宅医療・介護連携推進事業の中で、特に(ウ)、(オ)、(ク)の取組みが低調であるが、在宅医療施策と大きく関係する項目なので、医師会や健康医療部施策との連携が必要。 ○(ク)関係市町村との連携については、広域行政である府に調整を求める声が大きいため、入退院時等広域での連携が必要な体制について検討する。 |
| 13 | 医療と介護の連携を推進するため、地域ケア会議等において、地域包括支援センターを中心として在宅医療を担う病院、診療所(かかりつけ医・かかりつけ歯科医)、かかりつけ薬局・薬剤師、栄養士、訪問看護ステーション、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)、介護支援専門員、介護事業所などにおける情報を共有するとともに、これらの役割や機能分担により、ネットワークを構築できるよう、市町村を支援します。 | 33 | ○市町村代表と府で構成される地域包括ワーキングに医療介護連携検討チームを設置し、市町村支援のあり方等について検討した。 ○「在宅医療連携拠点支援事業」を活用し、地区医師会において多職種(在宅医療を担う医療従事者や介護職)の連携促進を図るため、下記の7つの取組から、①～③の全てと④～⑦の内1つ以上について取組みを支援した。 ①研修の実施 ②会議の開催 ③地域の医療・福祉資源の把握および活用 ④地域住民への普及・啓発 ⑤地域包括支援センター・ケアマネを対象にした支援の実施 ⑥効率的な情報共有のための取組み ⑦24時間365日の在宅医療・介護提供体制に向けた検討 ・事業実施地区:9地区医師会 ・好事例の取組を事例集としてまとめ、市町村等へ配付した。(「在宅医療連携拠点支援事業」は平成24～27年度で終了。) | ○平成30年度から、完全実施される地域支援事業(在宅介護・医療連携推進事業)が円滑に運用されるよう、それぞれの市町村の進捗状況を踏まえ、コミュニケーションを図りながら取組みを進めていく。 ○ICTシステムの導入に際して、個人情報の漏えいや運用管理等についての不安があることから、先進事例の取組を説明会等で発信し、取組む地域の拡大を目指す。平成29年度末57箇所の整備を目指す。 ○引き続き、医療機関間の情報共有が推進され、医療資源の効率的な活用と医療の質の向上に資するような連携の推進に努める。 |
| 14 | 病院主治医、かかりつけ医、退院調整看護師、医療ソーシャルワーカー、介護支援専門員、訪問看護師等の職種間連携による退院調整の円滑な実施や退院前カンファレンスができるように市町村に働きかけます。 | 33 | ○在宅医療・介護の連携強化に向けて、多職種間の情報共有を効率的に行うためのICTシステム(医療介護情報システム)の導入に向けた支援を行った。(5箇所) ○地域連携クリティカルパスの活用など、医療機関の役割分担による医療連携体制の構築に向けた取組を推進した。 ・二次医療圏におけるバス検討会議の開催 ・関係機関、患者を対象とした研修会の開催 ・疾患に関する周知、啓発 等 | |
| 15 | 介護関係者が医療情報を十分理解し、訪問看護やリハビリテーション等の医療サービスをケアプラン等に活用していくため、介護支援専門員を対象とした「医療と介護の連携」に関する研修の開催、好事例情報の提供等によって市町村の取組みを支援します。 | 33 | | |
| 16 | 患者が安心して治療を受けられるよう、地域連携クリティカルパス(入院から自宅まで、適切な医療等を受けられるように、患者や関係する医療機関等で共有する診療計画)をツールとして活用し、複数の医療機関が役割を分担する医療連携体制の推進を図ります。 | 33 | | |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|------------------------------|---|------------|---|---|
| 第3項 地域の支え合い体制の整備 | | | | |
| (1) 地域におけるセーフティネットの充実 | | | | |
| 17 | 地域におけるセーフティネットの充実に向け、市町村が地域包括支援センターやCSW、自立相談支援機関、民生委員・児童委員、当事者・家族の会、隣保館、認知症サポーターなど、多様な主体とのネットワーク化を図り、高齢者やその家族の課題をきめ細かく把握し、継続的に見守りを実施できるように支援します。 | | <p>○住民の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員の資質向上のために、個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を実施し、関係機関等との連携協力の下で高齢者やその家族の課題をきめ細かく把握し、継続的な見守りを実施するよう促した。</p> <p>○地域での見守り体制を構築を推進するために、認知症徘徊・見守りSOSネットワークの早期構築を推進するとともに、各市町村のネットワークの充実に向けて、民間企業との見守り協定を締結した。 ・認知症徘徊・見守りSOSネットワークの構築 41市町村で構築済 ・SOSネットワーク市町村連絡会議の開催 2回 ・コンビニエンスチェーン4社と高齢者にやさしい地域づくり推進協定の締結</p> <p>○住民に最も身近な市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉の推進や子育て支援の充実に関する事業を実施することができるよう、「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村におけるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置を財政的に支援した。・平成27年度末現在 37市町村において150人配置(指定都市・中核市を除く)</p> <p>○「地域福祉のコーディネーターのための基礎研修」や「CSWブロック別連絡協議会」において、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働や「市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置事業に関する新ガイドライン」などを周知し、コーディネーター間の連携促進に努めた。 (平成27年度ブロック別CSW連絡会開催状況) ・三島・豊能ブロック1回、北河内ブロック1回、中河内・南河内ブロック2回、泉州ブロック 4回</p> | <p>○引き続き地域包括支援センターの資質向上や地域支援事業の円滑な実施のために、個別事業の研修会(介護予防・認知症・虐待)を行う。</p> <p>○認知症徘徊・見守りSOSネットワークの未構築市町村について、状況確認しながら早期に全市町村の構築を目指す。</p> <p>○引き続き民間企業等と高齢者にやさしい地域づくり推進協定の締結をすすめ、市町村での見守り機能の強化を目指す。</p> <p>○地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、地域福祉のセーフティネットの充実・強化を図る。</p> <p>○地域福祉の各コーディネーターの協働を促す体制づくりのための具体的な方策について、庁内関係部局や市町村、関係機関と検討を進め、高齢・障がい・子ども等の分野連携に取り組む。</p> |
| 18 | 増加する認知症の人を地域で支えるため、認知症サポーターによる声かけ、見守りなどの活躍を促します。 | | <p>○認知症の人を地域で支えるために、認知症サポーターの養成を行うとともに、各市町村での取り組み状況の情報提供を行った。 ・認知症サポーター養成 413,826人(H28.3.31現在) ・認知症施策関連調査 年2回</p> | <p>○認知症サポーターの養成だけでなく、認知症サポーターの活用について、先進的な取り組みについて情報収集及び提供していく。</p> |
| 19 | 高齢者の社会的孤立を防止するため、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会などの関係機関の連携・協働体制づくりに取り組む市町村を支援します。 市町村社会福祉協議会が取り組む小地域ネットワーク活動は、要援護者の早期発見、支援に有効であることから、さらなる活動の充実を働きかけるとともに、CSWと連携のもと、様々な福祉課題をワンストップで受け止め、必要なサービスにつなぐなどの解決に取り組むため、その役割を遺憾なく発揮できる体制の整備を市町村に働きかけます。 | | <p>○住民の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員の資質向上のために、個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を実施し、関係機関等との連携協力の確保を促した。</p> <p>○市町村に対して、「地域福祉・子育て支援交付金」により、小地域ネットワーク活動に対する財政的支援を行った。 ・平成27年度末現在 37市町村において実施。(指定都市・中核市を除く) ・平成27年度の参加者数 1,399千人(37市町村)</p> <p>○「市町村地域福祉担当課長会議」において、市町村に対して、小地域ネットワーク活動やCSWの連携等の先進事例を情報提供し、地域福祉のセーフティネットの拡充を促した。</p> | <p>○引き続き地域包括支援センターの資質向上や地域支援事業の円滑な実施のために、個別事業の研修会(介護予防・認知症・虐待)を行う。</p> <p>○引き続き、「地域福祉・子育て支援交付金」による財政的支援や先進事例の情報提供等を行うことにより、地域福祉のセーフティネットの拡充を市町村に働きかける。</p> |
| 20 | 地域包括ケアシステムを実現するため、地域包括支援センターを中心にCSW、関係機関と連携して、高齢者を支える地域づくりを推進するよう市町村を支援します。 | | <p>○地域包括ケアシステムの中核的拠点である地域包括支援センター職員の資質向上のために、個別事業の研修会(介護予防・認知症・虐待)及び介護予防ケアマネジメント研修会、生活支援コーディネーター養成研修を実施する中で、関係機関と連携した地域づくり推進するよう市町村支援を行った。</p> | <p>○引き続き地域包括支援センターの資質向上や地域支援事業の円滑な実施のために、個別事業の研修会(介護予防・認知症・虐待)を行い、地域づくりを推進する生活支援コーディネーター養成研修を実施する。</p> |
| 21 | また、介護保険制度の改正により見直された「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下「新しい総合事業」という。)」に位置付けられた「一般介護予防事業」において、住民自らが運営する通いの場づくりを支援します。 先進的に取り組む自治体の紹介や研修会を行うなどして、広域的な底上げを図ります。 | | <p>○住民主体の通いの場に取り組む市町村を対象に、アドバイザーを派遣し専門的な技術支援を行った。また、府内全市町村を対象に先進的な取組を紹介し研修会を開催した。(支援内容:研修会 10回、戦略会議 3回、アドバイザー派遣 9回、現地立ち上げ支援 8回、先進市の見学1回)</p> | <p>○新たに住民主体の通いの場に取り組む市町村への技術的支援を行うとともに、構築された通いの場が継続的に展開され、要支援者や後期高齢者の居場所となるよう支援する必要がある。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|----------------------------|--|------------|--|---|
| (2) 福祉教育の充実 | | | | |
| 22 | 小・中学校の児童生徒が、身近なところで暮らしている高齢者、障がい者等の様々な生活や生き方に気づき、福祉問題、福祉活動の意味や役割について理解するよう体験活動による福祉教育を推進します。 | 38 | <p>○各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等を通じて、すべての公立小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる様々な活動を実施した。(平成26年度実績:福祉・ボランティアにかかわる実施状況調査から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者宅への訪問や学校行事への招待 小学校 617校中434校(70%) 中学校 291校中133校(46%) ・高齢者施設への訪問や交流 小学校 617校中193校(31%) 中学校 291校中197校(68%) ・障がい理解教育に取り組んだ学校数 小学校 617校中617校(100%) 中学校 291校中291校(100%) <p>○出合いや体験を通して学んだことが、身近にいる高齢者等への理解、思いやりにつながるような取組を進めるポイントや学校の取組事例を掲載した大阪府福祉教育指導資料集『めぐもり』を、研修会等において周知することにより、各学校の福祉・ボランティア教育の推進を図った。</p> <p>○小・中学校初任者研修において、社会体験研修として、高齢者関連施設、障がい福祉施設等において、体験活動を実施している。</p> | <p>○改訂した福祉教育指導資料集『めぐもり』の周知に努め、活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。</p> <p>○体験活動の実施時期である長期休業期間が短縮される中で、受入施設との日程調整等が困難になってきている。貴重な機会として、当該研修において引き続き実施予定である。</p> |
| 23 | 府立高等学校では、系列(総合学科)、エリア(普通科総合選択制)、専門コース、ワールド(多部制単単位制)等を設置し、社会福祉を支える人材の育成を視野においた福祉教育を進めます。 | 38 | <p>○高等学校では、総合的な学習の時間やホームルームの時間等を活用して、福祉に関する学習を展開した。</p> <p>また、教科・科目においては、学校の実情に応じて、教科「福祉」をはじめ学校設定教科や学校設定科目により、府立高等学校50校で福祉に関する科目を開設した。</p> <p>高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動は、近隣の地域と連携しながら、実施されており、施設等での奉仕に関わる体験活動については府立高等学校131校(平成27年度)で行っている。そのうち池田北高校、高槻北高校、藤井寺高校、泉鳥取高校、堺東高校、咲洲高校、和泉総合高校、箕面東高校の8校では、「学校外における学修の単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動の単位認定を行った。</p> <p>○府立高等学校における「福祉」に関するコース等の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合学科高校においては、14校で福祉に関する系列を設置 千里青雲(健康)、能勢(人間・環境)、柴島(福祉・ヒューマン)、芦間(生活と健康)、枚岡樟風(福祉・保育)、八尾北(福祉ネットワーク)、今宮(生命科学)、松原(コミュニティ)、堺東(医療・看護)、貝塚(人間と共生)、成城(定)(生命科学)、和泉総合(定)(パソコン・英会話・教養)、佐野工科(定)(生活教養)、普通科総合選択制高校においては、12校で福祉に関するエリアを設置または自由選択科目として開設 東淀川(教育・発達)、北摂つばさ(保育・福祉)、福井(福祉ヒューマニティー)、枚方なぎさ(生活・地域)、門真なみはや(福祉)、緑風冠(人間・教育)、西成(福祉・人間)、みどり清朋(保育・福祉)、かわち野(福祉・子ども)、成美(福祉・こども)、日根野(人間環境探究)、りんくう翔南(こども・福祉)。(以下自由選択科目として開設)八尾翠翔、金剛、伯太 ・普通科および職業学科においては、3校で福祉に関する類型を設置 阿武野(福祉・福祉保育専門コース)、平野(普通コース/環境・人間専門コース)、日根野(看護メディカル) ・クリエイティブスクールにおいては、2校で福祉に関するワールド・系列を設置または自由選択/一般選択科目として開設、箕面東(福祉・スポーツ)、桃谷(一般選択科目) <p>○介護に関する資格について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員養成研修事業実施校 初任者研修課程 2校(門真なみはや、貝塚) 合計20名が修了(平成27年度) ・移動支援従事者養成研修事業実施校 知的障がい者課程 1校(松原)6名が修了(平成27年度) | <p>○学習指導要領で、福祉・ボランティアが取り上げられ、高等学校にも福祉教育が確実に浸透しつつある。その中で課題と今後の方向として、次の2点を上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育の推進には、体験活動の受け入れをはじめ地域の協力が欠かせないことから、学校の教育内容をウェブサイト等を通じて公開するなど学校の情報を発信することにより、地域における学校の信頼づくりを進めていきたい。 ・福祉教育の推進にむけ、高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動の機会を増やすとともに、日常の教育活動を通じて、意義や目的、正確な知識を身につけさせていく。 <p>○「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書(平成23年1月)を踏まえ、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として、平成25年4月1日より介護職員初任者研修を実施している。</p> <p>そのため、現在、府立高校で実施している訪問介護員養成研修事業については、社会福祉を支える人づくりを進めることを踏まえつつ、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望が持てるよう対応をすすめる必要がある。</p> |
| (3) ハンセン病回復者への理解の促進 | | | | |
| 24 | 市町村教育委員会と連携し、人権教育教材集・資料の活用等により人権教育を推進します。 | 38 | <p>人権教育の推進に当たっては、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に人権教育教材集・資料の活用により指導の工夫・改善に努めるように明記するとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めた。</p> | <p>更なる活用の促進をはかるため、市町村教育委員会から実践の好事例を収集し、人権教育実践研究協議会を通じて周知を図る。</p> |
| 25 | 教職員の研修で、人権情報ガイド「ゆまにてなにわ」の紹介などにより、ハンセン病回復者の人権への理解を図ります。 | 38 | <p>○「小・中学校人権教育研修」「府立学校人権教育研修」「幼稚園新規採用教員研修」「小・中・高等・支援学校初任者研修」「10年経験者研修」において、「ゆまにてなにわ」を配付し、ハンセン病問題について触れた。</p> <p>○また、10年経験者課題別研修では、ハンセン病問題について研修を行い、当事者からの講演やハンセン病に関するDVDの視聴を通して、ハンセン病問題についての認識を深めた。</p> | <p>ハンセン病問題について教職員が正しい認識を持ち、子どもたちにも伝えていけるよう、教職員研修の充実を図る。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|------------------------------|---|--------|--|--|
| 第4項 地域における自立した日常生活の支援 | | | | |
| (1) 新しい総合事業の実施 | | | | |
| 26 | 新しい総合事業の実施にあたっては、市町村が高齢者のニーズを踏まえ、地域の実情や社会資源に応じたサービスメニューを検討するとともに、NPOやボランティア等多様なサービス主体を活用した体制づくりを行うことが可能となります。 | 41 | 多様な主体によるサービスを充実させるために、地域の高齢者のニーズを把握しながら、資源開発等を行う生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)養成研修を実施した。 平成27年11月8日、9日 約160名参加 | 府内全市町村に生活支援コーディネーターが配置されるよう引き続き要請研修を実施し、活動するに当たっての課題等を把握しながら、具体的支援策を検討していく。 |
| 27 | 府は、必要な情報、好事例の提供などを行い、市町村が総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について住民に十分周知し、被保険者に対して、利用すべきサービス区分を適切に提供するよう、市町村における円滑な体制づくりに向けた支援を行います。 | 41 | 新しい介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するために、社会保障審議会介護保険部会元委員と先行自治体職員を講師として招聘し、研修会を実施した。 平成27年8月31日 約300名参加(市町村、地域包括支援センター職員) | 平成29年4月までに全市町村が滞りなく事業に移行できるよう引き続き、先行自治体の情報提供や疑義対応等広域的に支援していく。 |
| 28 | 府は、多様な主体によるサービスの充実などの体制整備や資源開発、高齢者ニーズとのマッチングを図る機能を担う、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の養成を行います。 | 41 | 多様な主体によるサービスを充実させるために、地域の高齢者のニーズを把握しながら、資源開発等を行う生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)養成研修を実施した。 平成27年11月8日、9日 約160名参加 | 府内全市町村に生活支援コーディネーターが配置されるよう引き続き要請研修を実施し、活動するに当たっての課題等を把握しながら、具体的支援策を検討していく。 |
| 29 | また、住民運営を基本としつつ、例えば、通所型サービス(通いの場)の立ち上げ時の支援や場所の確保などスムーズな事業の実施に向けた取組みが市町村において行われるよう助言します。 | 41 | 市町村が参画する地域包括ワーキングにおいて、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの立ち上げ等について議論をした。 | 平成29年4月までに全市町村が滞りなく事業に移行できるよう引き続き、先行自治体の情報提供等広域的に支援していく。 |
| 30 | 街かどデイハウスは、通所型サービスや住民運営の通いの場に発展させる選択肢を含め、地域資源の実情等をふまえながら、市町村が適切に検討を進めることができるよう支援します。 | 41 | ○市町村の実情に応じた街かどデイハウスの運営ができるよう、地域福祉・子育て支援交付金により市町村に対して助成を行った。 ・交付先 19市町 ○地域福祉・子育て支援交付金を活用して街かどデイハウスを運営している市町村と街かどデイハウスのあり方について意見交換を行った。 | 各市町村の進捗状況を把握し、地域の実情に応じて支援を行う。 |
| 31 | 新しい総合事業の「一般介護予防事業」の住民自らが運営する通いの場では、要介護状態になるおそれがある方にとどまらず、元気高齢者も参加することが予定されています。その際には、身体機能の向上のみならず、環境調整、居場所と出番づくりなどバランスのとれたアプローチを、地域コミュニティの再構築を図りながら検討する必要があります。府では、大東市の「元気でまっせ体操」や島本町の「いきいき百歳体操」等の好事例の紹介、専門職等の活用を市町村に促すことを通じて、支援をします。 | 41 | 大東市や島本町の住民主体の通いの場をモデルとして新たに取組む市町村を対象に、研修会を開催するとともにアドバイザーを派遣し専門的な技術支援を行った。(支援内容:研修会 10回、戦略会議 3回、アドバイザー派遣 9回、現地立ち上げ支援 8回、先進市の見学1回) | 今後、新たに住民主体の通いの場に取り組む市町村への技術的支援を行うとともに、構築された通いの場が継続的に展開され、要支援者や後期高齢者の居場所となるよう支援する必要がある。 |
| 第5項 権利擁護の推進 | | | | |
| (1) 高齢者虐待防止の取組みの推進 | | | | |
| 32 | 高齢者虐待への第一義的な対応を行う市町村の対応力向上を図るため、市町村や地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、指定介護事業所に対して啓発を行います。 | 46 | ○高齢者虐待防止の実務に携わる市町村や地域包括支援センター職員に対して、対応力向上を図るために研修を実施した。 ・初任者研修 167人 ・現任者研修 「養護者」参加者 150人 「養介護施設従事者等」参加者 24人 ・課題別研修 「テーマ 成年後見制度」参加者 98人 ○養介護施設等での高齢者虐待防止の支援として、施設職員の高齢者虐待への理解の促進、施設内での虐待防止研修の実施促進を図るため、養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修を実施した。 ・「施設管理者向け」参加者 101人 ・「現場リーダー向け」参加者 107人 | 市町村や地域包括支援センター職員の対応力の向上のために、引き続き体系的な研修を行う。 |
| 33 | 市町村における支援困難事例に対応する専門相談窓口の設置や、弁護士等の専門職チームの派遣、市町村間の情報交換の場の設定などを行います。 | 46 | ○市町村への技術支援として対応困難事例に対し専門相談窓口を設け、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門職チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。 専門職チームの派遣 6回 ○地域ブロック別(8ブロック)に担当者会議を開催し、市町村が高齢者虐待対応を行う上での課題の共通認識を図り、情報共有を行った。 | ○市町村における虐待防止体制が強化されるよう、対応困難な事案に対する助言等専門的支援を行う。 ○地域によって対応や体制整備に差が出ないよう、府の取組方針を説明する場や市町村間の情報交換の場を設ける。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|---------------------------|---|------------|---|--|
| 34 | 介護保険施設等に対し、高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービス提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備を指導します。また、高齢者虐待が疑われる場合は、市町村と連携しそれぞれの有する権限を適切に行使します。また、身体拘束ゼロに向けた自主的な体制整備の取組みを推進するため、標準マニュアルの作成等を支援します。 | | <p>○平成27年11月、クレオ大阪中央で介護保険施設の管理者等を対象とし、「高齢者虐待防止」の研修会を開催した。また、平成28年3月、大阪赤十字会館で介護保険施設等のリーダー・実務者を対象に、「高齢者虐待防止」の研修会を開催した。</p> <p>○実地指導では、高齢者虐待防止の取り組みや身体拘束廃止に関する取り組みを重点指導項目として指導の強化に努めた。</p> <p>○人権研修において、直近の「身体拘束廃止状況調査アンケート」の結果を説明し、各施設において身体拘束ゼロを推進する啓発を行った。また、実地指導においても、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合であって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導している。</p> <p>○身体拘束ゼロ推進員養成研修の開催(対象:介護職員、2日間+実習)131名</p> <p>○看護実務者研修の開催(対象:看護職員、1日×2回)148名</p> | <p>○高齢者虐待防止の研修会を継続して行うとともに、研修参加者から当該施設の従業者に伝達研修が適切に行われるよう、実地指導などの際に指導を行う。</p> <p>○「身体拘束ゼロのための行動計画」及び「身体拘束ゼロ推進マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図る。</p> <p>○実地指導において、「緊急やむを得ない場合」について、適切な手続きが行われているか確認し、各施設において身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導を行う。</p> <p>○研修の希望が多いため公平な抽選を行っているが希望に十分対応できていないため実施方法等の見直しが必要である。</p> |
| 35 | 市町村において養護者(家族等)に対する支援のための取組みが進むよう、研修の実施や先進事例の提供等に努めます。 | | <p>市町村において養護者(家族等)に対する支援のための取組みが進むよう、市町村職員等を対象に実施する研修において、養護者支援の必要性等について講義を行った。</p> <p>・高齢者虐待対応市町村研修現任者 参加者140人 ・高齢者虐待対応市町村研修初任者 参加者167人</p> | 市町村において養護者支援の取組みが進むよう、引き続き研修を行うとともに、先進事例の提供に努める。 |
| 36 | 介護のために離職を余儀なくされるなどにより生活困窮状態に陥り、その結果虐待につながることはないよう、多様な関係機関の連携により、養護者(家族等)を支援するよう市町村に働きかけます。 | | <p>生活困窮により高齢者虐待に至ってしまうことがないよう、市町村職員等を対象に実施する研修において、養護者支援の必要性等について講義を行った。</p> <p>・高齢者虐待対応市町村研修現任者 参加者140人 ・高齢者虐待対応市町村研修初任者 参加者167人</p> | 生活困窮により高齢者虐待に至ってしまうことがないよう、多様な関係機関の連携により、養護者(家族等)を支援するよう市町村に働きかける。 |
| (2) 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の展開 | | | | |
| 37 | 成年後見制度の普及・啓発を行うため、大阪後見支援センターを運営する大阪府社会福祉協議会への支援を行うとともに、関係職員への研修などを実施します。 | | <p>成年後見制度に係る府関係各課(高齢介護室、障がい福祉室、地域福祉推進室)、大阪後見支援センターと共催で市町村担当者のための成年後見制度研修会を開催した。(参加者98人)</p> | 府関係各課・関係機関の連携を図りながら、研修等の技術的支援等を通じて、成年後見制度の利用促進を図っていく。 |
| 38 | 成年後見制度利用支援事業が適切に実施されるよう、市町村に働きかけます。 | | <p>市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、成年後見制度の利用が必要とされる方に制度が利用いただけるよう成年後見制度利用支援事業を適切に実施するよう講義を行った。</p> | 府関係各課、関係機関と連携し研修を実施するとともに、成年後見制度利用支援事業を適切に実施されるよう市町村に働きかける。 |
| 39 | 地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等との連携を強化して、市町村長申立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 | | <p>市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、地域包括支援センター等関係機関と連携し、市町村長申立てを必要とする人の把握に努めるよう講義を行った。</p> | 府関係各課、関係機関と連携し研修を実施するとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、市町村長申立てが必要な人の把握に努めるよう市町村に働きかける。 |
| 40 | 「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 | | <p>「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「大阪府権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行った。また、府域展開を図るため「市民後見人養成等におけるブロック別意見交換会」を開催し、事業の運営に係る意見交換や、未実施市町村に対する事業参画の働きかけを行った。(平成27年度実施自治体数:19市町(政令市含む))</p> | ブロック別意見交換会をはじめ、あらゆる機会を通じて、市民後見人の養成等の必要性の周知等を行い、未実施市町村に対して事業への参画を働きかける。また、政令市とも連携し、オール大阪で市民後見人の養成を進めるなど、広域的運用を図る取組みを促進する。 |
| 41 | 日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な事業運営が可能となるよう、安定的な財源確保や府と市町村の役割分担の明確化等の制度改革を国へ働きかけます。 | | <p>市長会、町村長会等と連携し、日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能(生活支援員派遣に係る財源措置等)となるよう、国へ要望を実施した。</p> <p>・平成28年度人権施策並びに予算に関する要望(市長会・町村長会・大阪府):7月 ・全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会要望:7月 ・近畿府県民生主管部長会要望:8月</p> | 国の動向を注視しつつ、安定的な運営に向け、必要に応じ国へ働きかけていく。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|---------------------------------------|---|--------|---|---|
| (3) 犯罪被害等の未然防止 | | | | |
| 42 | 安全・安心な消費生活を送ることができるよう、老人クラブや自治会などの集まりで、高齢者を狙う悪質商法の手口や注意点等についての情報提供を行うなど、効果的な啓発に努めます。また、関係機関と連携して、地域における見守り支援者への十分な情報提供等を行います。 | 47 | <p>○「府政だより」による啓発 高齢者の消費者被害の未然防止のため、悪質商法等、高齢者に多いトラブル事例の紹介、被害にあわないための注意点等の周知を行った。(掲載日:平成27年10月1日)</p> <p>○リーフレットの配布 高齢者の消費者被害の未然防止のため、高齢者に被害の多い悪質商法の手口と対処法をわかりやすくまとめたリーフレット「撃退!悪質商法(シルバー世代編・訪問購入編)」を高齢者向け講座等を通じて配布した。また、府政だよりに掲載した特集記事を抜き刷りし、関係機関等を通じて配布した。</p> <p>○高齢者・見守り者を対象とした消費者教育教材の配布 高齢者の消費者被害の未然防止のため、見守り者を対象とした教材「みんなの力で助け隊」を福祉関係者や団体等を対象とする研修会や説明会、講座等を通じて配布した。</p> <p>○高齢者向け「消費者問題ミニ講座」 老人クラブや自治会などの集まりに「情報提供ボランティア」が出向き、高齢者を狙う悪質商法の手口とその対策、被害にあわないための注意点などの情報提供を行う講座を実施した。</p> <p>○悪質事業者の指導・処分 国、近隣府県や大阪市と連携し、悪質事業者への行政指導を行った。</p> | 悪質商法の手口は、ますます多様化、巧妙化する傾向にあり、高齢者が被害にあいやすいことから、引き続き、高齢者の消費生活に関するトラブルの未然防止・拡大防止のため、高齢者とその見守り者を対象とした啓発を重点的に進め、高齢者のための消費者教育の推進に努める。 また、法令等に基づき今後も悪質事業者に対する行政処分、指導を行っていく。 |
| 43 | 道路・公園等において、大阪府安全なまちづくり条例に基づく犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設の整備を進めます。 | 47 | <p>安全なまちづくりの推進体制として、警察、自治体、事業者、府民・地域団体等で構成する「大阪府安全なまちづくり推進会議」総会において、自主防犯意識の向上、防犯環境整備の拡充など、街頭犯罪等による被害防止に向けた意見交換等を実施した。</p> <p>・安全なまちづくり推進会議総会の開催 日時:平成27年6月25日(木) 10:30~11:30 場所:プリムローズ大阪 議題:平成26年度活動報告 平成27年度活動方針 講演 「安心・安全をより確かなものに 松原市のセーフコミュニティ」 —概要と現在の取組— 松原市長</p> | 府全体の「大阪府安全なまちづくり推進会議」と各地域の「安全なまちづくり推進協議会」とが連携し、警察、自治体、事業者、地域住民等が一体となった防犯の取組みが地域に根付くよう進めていく必要がある。 今後も、街頭犯罪等の府民の身近で発生する犯罪、子どもや女性、高齢者等の社会的弱者がターゲットになる犯罪に対しては、広報啓発、防犯に配慮した環境整備等をオール大阪で取り組むことで、府民が、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していく。 |
| 第2節 認知症高齢者等支援策の充実 | | | | |
| 第1項 医療との連携、認知症への早期対応の推進 | | | | |
| (1) 認知症ケアパスの活用と啓発 | | | | |
| 44 | 認知症ケアパスを通じて、鑑別診断が可能な病院情報の提供、認知症の身体症状や認知症の進行度に合わせて必要な支援が受けられる体制の構築を市町村に働きかけます。 | 50 | 認知症ケアパスの作成時の参考になるよう、地域で鑑別診断が可能な病院情報として、こころの健康総合センターが作成している「大阪府内で精神疾患の診療を行う機関一覧」の情報提供を行った。 | 引き続き、各市町村の状況を把握しながら、参考になる取組等を情報提供していく。 |
| 45 | 住民への啓発によって、有効に認知症ケアパスを活用できるよう市町村を支援します。 | 50 | 認知症総合支援事業の実施状況及び取組状況調査を実施し、各市町村にフィードバックすることで、他市町村の取組みの情報提供を行った。 | 引き続き、各市町村の状況を把握しながら、参考になる取組等を情報提供していく。 |
| (2) 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置 | | | | |
| 46 | 認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図るため、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置を市町村に働きかけるとともに、チーム員の養成研修を行います。 | 50 | <p>○認知症初期集中支援チーム員研修に11市町村13名が受講。</p> <p>○認知症初期集中支援チーム 11市町村に設置</p> <p>○各市町村への設置に向けて、認知症総合支援事業取組報告会において、先進的に取り組んでいる市から発表してもらうとともに、他の取組んでいる市町村の状況について、資料集として取りまとめ、配布した。</p> | <p>○人材確保に課題のある小規模市町村については、合同設置についても提案しながら、支援を行っていく。</p> <p>○チームに必要な認知症サポート医の確保に向け、養成数を検討するとともに大阪府医師会等と調整をしていく。</p> <p>○引き続き、各市町村の状況を把握しながら、参考になる取組等を情報提供していく。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|---------------------------------|---|--------|--|--|
| 47 | また、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携を図り認知症の人やその家族の相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センター等に設置し、医療と介護の連携強化及び地域における支援体制の構築を図る市町村の取組を支援します。 | | 各市町村への早期配置及び質の向上に向けて、研修の実施及び、先進的市町村の取組み等を市町村に情報提供を行った。 ・認知症地域支援推進員研修 13市町村13名が受講 ・認知症地域支援推進員 32市町村56名配置 ・認知症地域支援推進員スキルアップ研修 平成28年1月7日 31市町村78名参加 ・認知症総合支援事業取組報告会 平成28年2月17日 36市町村80名参加 | ○引き続き、各市町村の状況を把握しながら、参考になる取組等を情報提供していく。 ○未設置市町村について、早期設置に向け、他市町村の情報提供等を行いながら、個別に支援を行っていく。 |
| (3) 医療と介護の連携の促進 | | | | |
| 48 | かかりつけ医、認知症サポート医、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、介護支援専門員、介護事業者、薬局など、認知症の人を支える関係者が連携できるように、顔の見える関係づくり、多職種協働の研修や地域ケア会議の開催などの取組を推進するよう市町村を支援します。 | | 認知症総合支援事業の実施状況及び取組状況調査を実施し、各市町村にフィードバックすることで、他市町村の取り組みの情報提供を行った。 | 引き続き、各市町村の状況を把握しながら、参考になる取組等を情報提供していく。 |
| 49 | 認知症の人への医療・介護を含む統合的な生活支援である「認知症ライフサポートモデル」を理解し、医療と介護の連携及び多職種協働による統合的な認知症ケアを推進する市町村を支援します。 | | | |
| (4) 若年性認知症の人と家族への支援 | | | | |
| 50 | 医療機関や市町村窓口等を通じて、若年性認知症と診断された人やその家族に、若年性認知症支援ハンドブックを配布するとともに、若年性認知症について理解を図るための周知等を推進します。 | | 若年性認知症の人やその家族の支援者となり得る機関の職員等を対象として、研修を実施するとともに、若年性認知症を発症しても、就労継続できるよう、企業等の雇用者に対して、若年性認知症についての理解を図るためのリーフレットを作成して配布した。 また、研修の中で、本人や家族の視点で支援を行っていくために、本人や家族が参加した研修会を実施した。 | ○引き続き、企業向けの啓発リーフレットを増刷して関係各課とも連携しながら、周知活動を推進する。 ○認知症コールセンターの相談状況を踏まえ、若年性認知症支援者向けの研修を開催する。 |
| 51 | 若年性認知症のご本人とご家族のニーズ把握のため、ご本人とご家族の意見交換会を開催します。 | | ・若年性認知症支援者研修会の開催 平成28年1月 106名受講 ・雇用主向け若年性認知症啓発リーフレットの作成および配布 | 若年性認知症支援コーディネーターを配置し、支援を通じた本人および家族のニーズを把握するとともに、支援者向けの研修の内容を検討する。 |
| 第2項 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築 | | | | |
| (1) 認知症に対する理解の促進 | | | | |
| 52 | 地域住民の認知症に対する正しい知識と理解を普及するため、市町村や関係者とともに広報紙やパンフレット、ホームページなどを活用して認知症に関する啓発を行います。 | | ○世界アルツハイマーデー、高齢者保健福祉月間の啓発活動の一環として、あべのハルカスで認知症の人と家族の会大阪府支部と協力し、認知症に関する啓発を行った。 ○大阪府のホームページを活用し、認知症サポーター養成講座の様子等の写真を掲載するなど府民向けの周知を行った | ○高齢者保健福祉月間イベント、世界アルツハイマーデーにおいて、認知症に関する啓発イベントを行う ○大阪府のホームページで認知症関連ページの充実を図る |
| 53 | 認知症の人の地域での暮らしを支えるために、認知症に対する正しい知識を持って認知症の人を応援する認知症サポーター等を市町村とともに計画的に養成していきます。 認知症サポーター等の養成目標 平成29年度末までに府内において46万人を養成 | | 市町村と連携しながら、認知症サポーターを養成するとともに、各市町村で認知症サポーター養成の取組を推進していくために、講師役となる人材養成のため、キャラバン・メイト養成研修を実施した。 ・認知症サポーター養成 413,826人(H28.3.31現在) ・キャラバン・メイト養成研修の開催 2回 | 引き続き、計画的に認知症サポーターを養成していく。 |
| 54 | キャラバン・メイトの有志により構成された「大阪府認知症キャラバン・メイト連絡会」と連携して、キャラバン・メイトの活動を支援するとともに、フォローアップ研修を行います。 | | キャラバン・メイトフォローアップ・キャラバンメイトスキルアップ研修、M-1グランプリを同日開催した | 引き続き、大阪府認知症キャラバン・メイト連絡会と連携して、キャラバンメイトの支援を行っていく。 |
| (2) 認知症の人や家族の支援体制の構築 | | | | |
| 55 | 認知症の人が地域で安心して生活するためにも、本人やその家族をはじめ周囲の方々が気軽に相談できる体制を充実するよう、市町村に働きかけます。 | | 認知症地域支援推進員の早期設置を推進することにより、相談体制の充実を図った ・認知症地域支援推進員 32市町村56名配置 | 引き続き、認知症地域支援推進員の全市町村への早期設置に向けて市町村支援を行っていく。 |
| 56 | 行政・専門職・企業・地域住民等が参画した認知症見守りSOSネットワークの整備や他府県との連携強化について、府は広域的な立場から積極的に関与するとともに、警察等関係機関との身元不明者に関する情報交換などの取組を進めます。 | | 認知症徘徊・見守りSOSネットワークの早期構築に向けて、市町村連絡会議を開催した ・認知症徘徊・見守りSOSネットワークの構築 41市町村で構築済 ・SOSネットワーク市町村連絡会議の開催 2回 | 認知症徘徊・見守りSOSネットワークの早期の全市町村構築に向け各市町村へ働きかけるとともに、引き続き、大阪府警察本部と連携しながら、市町村支援を行っていく。 |
| 57 | 認知症コールセンターでは、認知症の人やその家族からの認知症に関する様々な相談に対応するとともに、自宅への訪問相談など、家族に対するレスパイトケア(被介護者を一時的に預かり介護者を休息させること)やピアカウンセリング(認知症の人を介護している家族に対し、介護経験者が話し相手として相談に乗ること)に結び付けるよう支援を行います。また、地域包括支援センター職員や市町村職員、介護支援専門員等からの認知症に関する相談にも対応します。 | | 認知症コールセンターを設置し、本人や家族だけでなく、地域包括支援センター等の専門職からの相談を受けるとともに、必要に応じて個別支援等を実施した ・認知症コールセンター年間相談件数 558件 ・相談会の開催 3市町村で実施 | 引き続き、認知症コールセンターで相談対応するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の個別支援等を連動させて対応していく。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|------------|---|---|--------|----------|-----|----------|-------|----------|-----|-------------|---|---------------------------------|
| 58 | 若年性認知症の人に、その状態や環境に応じて、発症初期の段階から今後の生活等に係る相談、精神障がい者保健福祉手帳や障がい年金等の各種福祉制度の利用、就労・社会参加支援や居場所づくり、事業主に理解を図るための周知等を推進します。 | 55 | 若年性認知症の人の相談支援を充実させるため、若年性認知症支援者のための研修を開催するとともに、事業者向けに若年性認知症の理解を図るためのリーフレットを作成、配布することで周知を行った。 ・若年性認知症支援者研修の開催 106名受講 ・企業向け若年性認知症啓発リーフレットの作成、配布 | 引き続き、若年性認知症の支援者向け研修と企業向けの啓発リーフレットを活用した周知活動を行っていく。 | | | | | | | | | | |
| 第3項 認知症医療・介護の人材育成 | | | | | | | | | | | | | | |
| 59 | 介護従事者に対し、認知症の人の介護に関する実践的研修を実施することにより、理解と介護技術の向上を図ります。 | 56 | 介護従事者に対し、認知症の人の介護に関する各種研修を実施した。 ・認知症介護実践者研修 1,278名修了(累計12,295名) ・認知症介護実践リーダー研修 201名修了(累計1,814名) | 引き続き、計画的に研修を実施していく。 | | | | | | | | | | |
| 60 | 認知症の早期発見、認知症の人への適切な医療及びケアの確保を図るため、認知症診断の知識・技術、支援やケアに関する基礎知識、医療と介護連携の重要性等に関して、かかりつけ医や病院従事者に対して研修を実施します。 | 56 | 地域医療における認知症対応力向上を図るため、各種研修を実施した。 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修 307名修了(累計2,864名) ・病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 1,557名修了(累計1,814名) | 引き続き、医師会等と連携しながら計画的に研修を実施し、認知症医療体制の構築を図っていく。 | | | | | | | | | | |
| 61 | 認知症医療における医療・介護連携の推進を担う認知症サポート医の養成を進めます。 | 56 | 認知症医療における医療・介護連携の牽引役である認知症サポート医の養成を行った。 ・認知症サポート医養成研修 21名(累計228名) | 各市町村に配置する認知症初期集中支援チームに必要な人材のため、地域の状況を確認しながら、医師会等と相談の上、計画的な養成を行っていく。 | | | | | | | | | | |
| 62 | 認知症サポート医、かかりつけ医、地域包括支援センター、専門医、認知症疾患医療センター等が連携し、地域の相談窓口からスムーズに認知症医療につなぐ体制づくりを支援するために、認知症サポート医を対象に、認知症に関する最新知識や地域連携に関する手法等に関する研修を実施します。 | 57 | 地域における認知症医療の牽引役である認知症サポート医のフォローアップ研修を大阪府医師会の協力により実施した。 ・認知症サポート医フォローアップ研修 2回 189名受講 | 引き続き、医師会等と連携しながら計画的に研修を実施し、認知症医療体制の構築を図っていく。 | | | | | | | | | | |
| 63 | 認知症医療については、円滑に医療につなぐため、認知症疾患医療センター以外の鑑別診断を行うことができる医療機関と併せて、医療機関名の公表に努めていきます。 また、認知症疾患医療センターは、地域において関係機関との連携を図りながら、認知症疾患周辺症状と身体合併症に対する急性期治療等を引き続き実施するとともに、国の機能等の見直しに合わせ、在り方を検討してまいります。 | 57 | ○大阪府内6カ所の認知症疾患医療センターを指定しており、各センターにおいてケースワークの中で、地域包括支援センターと連携した。 ・専門医療相談…電話 4,680件、面接 1,676件 ○認知症疾患医療連携協議会を開催した。(合計26回) ○講演会、研修会や事例検討会(18回)を通じて、地域の包括支援センターを含む関係機関との連携を深め、大阪府内認知症連携関係者連絡会とも協働して、府内市町村のネットワークの構築に取り組んだ。 | 今後も、地域包括支援センターを含む地域の関係機関と認知症疾患医療センターが連携を強化し、認知症高齢者が安心して地域で生活を送ることができるように支援する。 | | | | | | | | | | |
| 第3節 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1項 住まいとまちづくりに関する施策の推進 | | | | | | | | | | | | | | |
| 64 | 「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指します。 | 60 | 本計画と連携した「大阪府高齢者・障がい者住宅計画(計画期間:平成23年度～平成32年度)」に基づき、各施策を推進している。 | 引き続き、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくりの実現を目指す。 | | | | | | | | | | |
| (1) 高齢者の居住の安定確保 | | | | | | | | | | | | | | |
| 65 | 民間賃貸住宅への円滑な入居や、見守りや相談体制などの課題を共有・検討し、新たな住宅セーフティネット構築をめざして、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会の立ち上げ、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等の登録情報の提供を行う「大阪あんしん賃貸支援事業」の充実など、居住支援に関する各種取組みを進めます。 | 60 | あんしん賃貸住宅戸数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録戸数(累計)</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>登録件数(累計)</td> <td>7,497</td> </tr> <tr> <td>協力店数(累計)</td> <td>452</td> </tr> <tr> <td>居住支援団体数(累計)</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> | | 平成27年度 | 登録戸数(累計) | 383 | 登録件数(累計) | 7,497 | 協力店数(累計) | 452 | 居住支援団体数(累計) | 8 | 計画目標(5,000戸)を達成したことから更なる登録を目指す。 |
| | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | |
| 登録戸数(累計) | 383 | | | | | | | | | | | | | |
| 登録件数(累計) | 7,497 | | | | | | | | | | | | | |
| 協力店数(累計) | 452 | | | | | | | | | | | | | |
| 居住支援団体数(累計) | 8 | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|---|---|--------|--------|---------|----------|---------------------|--|--------|--------|--------|---|------|------|------|------|--|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|------|------|------|---|
| 66 | 高齢者への入居拒否がないよう、宅地建物取引業者への啓発や宅地建物取引業法に基づく指導監督基準の適正な運用に努めます。 | 60 | 宅地建物取引業者に対して研修等を通じての周知・啓発を実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業者 研修会出席者数</td> <td>39人</td> <td>131人</td> <td>139人</td> <td>128人</td> </tr> <tr> <td>営業保証金供託宅地建物業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む)</td> <td>153人</td> <td>179人</td> <td>215人</td> <td>198人</td> </tr> <tr> <td>宅地建物取引業人権推進指 導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数)</td> <td>353人 (52人)</td> <td>558人 (294人)</td> <td>421人 (197人)</td> <td>298人 (107人)</td> </tr> <tr> <td>(参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数</td> <td>45人</td> <td>23人</td> <td>28人</td> <td>175人</td> </tr> <tr> <td>(参考) 業界団体ブロック別研修 開催回数と出席者数</td> <td>22回 9,153人</td> <td>22回 8,730人</td> <td>22回 8,732人</td> <td>28回 11,870人</td> </tr> </table> | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 宅地建物取引業者 研修会出席者数 | 39人 | 131人 | 139人 | 128人 | 営業保証金供託宅地建物業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む) | 153人 | 179人 | 215人 | 198人 | 宅地建物取引業人権推進指 導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数) | 353人 (52人) | 558人 (294人) | 421人 (197人) | 298人 (107人) | (参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数 | 45人 | 23人 | 28人 | 175人 | (参考) 業界団体ブロック別研修 開催回数と出席者数 | 22回 9,153人 | 22回 8,730人 | 22回 8,732人 | 28回 11,870人 | 引続き、周知、啓発を実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地建物取引業者 研修会出席者数 | 39人 | 131人 | 139人 | 128人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営業保証金供託宅地建物業者 研修会出席者数 (新規免許業者を含む) | 153人 | 179人 | 215人 | 198人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 宅地建物取引業人権推進指 導員養成講座指導員認定数 (内、更新者数) | 353人 (52人) | 558人 (294人) | 421人 (197人) | 298人 (107人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (参考) 業界団体役員人権研修会 出席者数 | 45人 | 23人 | 28人 | 175人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (参考) 業界団体ブロック別研修 開催回数と出席者数 | 22回 9,153人 | 22回 8,730人 | 22回 8,732人 | 28回 11,870人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 67 | 公営住宅において、高齢者のいる世帯の優先入居、低層階やエレベーター停止階への住替えの促進を図ります。 | 60 | ○募集した戸数のうち、高齢者・障がい者世帯に対して優先枠を設定した戸数 <table border="1"> <tr> <td>優先入居募集戸数</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>1,736戸</td> <td>2,200戸</td> <td>2,117戸</td> <td>2,179戸</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>456戸</td> <td>470戸</td> <td>485戸</td> <td>525戸</td> </tr> <tr> <td>公社計</td> <td>168戸</td> <td>150戸</td> <td>120戸</td> <td>82戸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,360戸</td> <td>2,820戸</td> <td>2,722戸</td> <td>2,786戸</td> </tr> </table> ○昇降困難を理由として住み替え申請を受け付けた戸数 <table border="1"> <tr> <td>住み替え戸数</td> <td>平成24年度</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>497戸</td> <td>511戸</td> <td>436戸</td> <td>358戸</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>212戸</td> <td>236戸</td> <td>244戸</td> <td>234戸</td> </tr> <tr> <td>公社計</td> <td>36戸</td> <td>67戸</td> <td>28戸</td> <td>37戸</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>745戸</td> <td>814戸</td> <td>708戸</td> <td>629戸</td> </tr> </table> | 優先入居募集戸数 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 大阪府営計 | 1,736戸 | 2,200戸 | 2,117戸 | 2,179戸 | 市町営計 | 456戸 | 470戸 | 485戸 | 525戸 | 公社計 | 168戸 | 150戸 | 120戸 | 82戸 | 合計 | 2,360戸 | 2,820戸 | 2,722戸 | 2,786戸 | 住み替え戸数 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 大阪府営計 | 497戸 | 511戸 | 436戸 | 358戸 | 市町営計 | 212戸 | 236戸 | 244戸 | 234戸 | 公社計 | 36戸 | 67戸 | 28戸 | 37戸 | 合計 | 745戸 | 814戸 | 708戸 | 629戸 | ○大阪府営 引き続き、高齢者・障がい者向けの優先入居を推進するとともに、昇降困難による住替えを促進する。 ○市町営等 市町の個々の状況に応じながら(限られた住戸ストックの範囲内で、一般の入居希望者との供給バランスを失わないよう)、優先枠設定の運用ルールの方策を促すなどして、優先入居の促進を図る。 また、昇降困難を理由とする住み替えについても、空き家情報の発信や予約受付の導入を提案するなどして、住み替えが促進されるよう引き続き指導していく。 |
| 優先入居募集戸数 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 1,736戸 | 2,200戸 | 2,117戸 | 2,179戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 456戸 | 470戸 | 485戸 | 525戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社計 | 168戸 | 150戸 | 120戸 | 82戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,360戸 | 2,820戸 | 2,722戸 | 2,786戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住み替え戸数 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 497戸 | 511戸 | 436戸 | 358戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 212戸 | 236戸 | 244戸 | 234戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社計 | 36戸 | 67戸 | 28戸 | 37戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 745戸 | 814戸 | 708戸 | 629戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 68 | 公営住宅において、高齢者が安心して住むことができるよう、自治会等の取組事例の情報提供など、良好なコミュニティ形成を図る取組を実施します。 | 60 | ○経営管理課サイト(http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/juki/jitikai.html)にて、ふれあいだよりの特集記事の紹介や、自治会活動紹介のための募集を行った。(大阪府) ○一部の市営住宅において、環境部局による高齢者・障がい者世帯の対象者に対するゴミ出しサービスの情報提供や、自治会や近隣の入居者の情報提供をもとに指定管理者と協力した、介護等が必要な入居者に対する福祉部局と連携したサポート体制の提供を行った。 | ○大阪府営 引き続き、自治会の取組事例の情報提供等を行う。 ○市町営等 高齢化の進展により、自治会の役員など担い手が不足しつつあるため、他自治会等の取組事例を情報提供するなどして、高齢者や障がい者が安心して住むことができるよう、引き続き市町に働きかけを行っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 69 | 高齢者の住まいに関する情報を、ホームページ、パンフレット、相談窓口など様々な機会を通じて提供します。 | 60 | ○居住支援協議会であるOsakaあんしん住まい推進協議会のホームページや「住まいの頼れるナビゲートブック/住まい探しの相談窓口ハンドブック」において高齢者の住まいの情報提供を一元的に行った。 | ○引き続き情報発信を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 高齢者のニーズに対応した住まいの整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 70 | 今後増加する高齢者に対して、人口・世帯数の動向や住宅市場全体のストックの状況を踏まえ、需要側・供給側のニーズを的確に把握しながら、「サービス付き高齢者向け住宅」など高齢者向けの住まいの供給を促進します。 | 60 | サービス付き高齢者向け住宅の供給 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>供給戸数</td> <td>20,770戸</td> </tr> <tr> <td>家賃減額補助件数</td> <td>0戸</td> </tr> </table> | | 平成27年度 | 供給戸数 | 20,770戸 | 家賃減額補助件数 | 0戸 | 平成32年度までの計画目標(19,000戸)は達成したが、引き続き供給を図る。 家賃減額補助は、補助制度創設時の供給目標戸数に達したこと、及び他道府県に比べ高水準の施策を行う必要がないことにより、平成26年度以降の新規認定は行わない。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 供給戸数 | 20,770戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家賃減額補助件数 | 0戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 71 | 「サービス付き高齢者向け住宅」などの高齢者向けの住まいを運営する事業者に対し、適正な運営を行うよう、指導監督を行います。 | 60 | サービス付き高齢者向け住宅の指導監督 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>定期報告件数</td> <td>204件</td> </tr> <tr> <td>立入検査件数</td> <td>39件</td> </tr> </table> | | 平成27年度 | 定期報告件数 | 204件 | 立入検査件数 | 39件 | 引き続き、報告聴取や立入検査等により適切な指導を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期報告件数 | 204件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 立入検査件数 | 39件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|------------|--|--|---------|-------|-------|------|-------|-------|----|----|-------|--|--------|-------|---|------|-----|-------|---|----|-----|----|--------|-------|----|------|----|-------|---|----|----|---|
| 72 | 公的賃貸住宅の建設・建替え等に当たっては、高齢者世帯が安心して暮らし続けられるための施設や住宅の確保・誘導を検討します。 | | <p>○府営住宅</p> <p>・府営住宅の用地を活用した福祉施設等の導入を推進するため、地元市町との「まちづくり会議」のなかで、活用用地等のまちづくりへの活用について協議を行った。また、用地売却時には、地域課題の解消や地域力の向上に資するため地元市町へ取得意向等を確認した。</p> <p>・地域の福祉ニーズに対応した空室活用の検討について地元市町と協議を実施した。(高齢者交流拠点としての空室活用状況:3件3団地)</p> <p>○公的賃貸住宅におけるシルバーハウジングの供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理戸数</th> <th>平成27年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>778</td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>796</td> </tr> </tbody> </table> | 管理戸数 | 平成27年度末 | 大阪府営計 | 420 | 市町営計 | 778 | 公社UR計 | 18 | 合計 | 796 | <p>○府営住宅では、地元市町との「まちづくり会議(府営住宅を活用したまちづくりの協議の場)」のなかで、活用用地等のまちづくりへの活用について地元市町と協議し、福祉施設等の導入の検討や、空室等の活用について協議していく。</p> <p>今後は、市町への働きかけだけでなく、民間事業者やNPO等に対しても働きかけをしていくことで、地域コミュニティの活性化や地域魅力の創出を図る。</p> <p>○市町営等</p> <p>建替や新築が今後予定される市町の住宅部局と福祉部局双方に、改めて制度の説明を行うなどして、各市町の住宅施策と福祉施策とが連携してよりシルバーハウジングが供給されるよう、引き続き指導していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理戸数 | 平成27年度末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 420 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 778 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社UR計 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 796 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 住まいのバリアフリー化の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 73 | 民間住宅のバリアフリー化を促進します。また、専門知識を持った事業者の情報提供に取り組みます。 | | <p>○住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の府内での実施戸数 平成27年度10戸</p> <p>○大阪の住まい活性化フォーラムにおいて「住まいの相談・評価部会」を4回開催した。また、フォーラムの正会員、賛助会員で相談窓口10団体、サポーター団体5団体による「空き家の相談窓口」を運営している。</p> | <p>○引き続きPRに努め、国庫補助事業の府内での活用促進を図る。</p> <p>○大阪の住まい活性化フォーラムに設置している「空き家の相談窓口」は窓口団体とサポーター団体で構成されているが、窓口団体とサポーター団体の連携を強化させることで、より専門的な相談にも柔軟に対応できるようになることが課題。さらに、相談員の対応能力を向上させていくために、相談員研修会の開催を検討中。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 74 | 公的賃貸住宅を建設、改善する際はバリアフリー化を実施するとともに、可能な限りエレベーターを設置します。 | | <p>○バリアフリー化された公共賃貸住宅の建設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸数</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>1,124</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>1,316</td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,519</td> </tr> </tbody> </table> <p>○団地内のバリアフリー化改善</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地数</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中層住宅へのエレベーター設置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基数</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府営計</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>市町営計</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>公社UR計</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> | 戸数 | 平成27年度 | 大阪府営計 | 1,124 | 市町営計 | 1,316 | 公社UR計 | 79 | 合計 | 2,519 | 団地数 | 平成27年度 | 大阪府営計 | 0 | 市町営計 | 104 | 公社UR計 | 4 | 合計 | 108 | 基数 | 平成27年度 | 大阪府営計 | 50 | 市町営計 | 33 | 公社UR計 | 0 | 合計 | 83 | <p>○府営住宅</p> <p>建替事業:建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」「段差の解消」「広い廊下幅等」等バリアフリー化された住戸を建設する。</p> <p>住戸内BF化事業:既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置など(「住戸内バリアフリー化事業(旧高齢者向け改善事業)」)を引き続き実施する。</p> <p>団地内BF化事業:団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化(「団地内バリアフリー化事業」)に努める。</p> <p>中層EV設置事業:入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、全ての団地を対象としてエレベーターの設置を計画的に進める。</p> <p>○市町営住宅</p> <p>各市町において、長寿化計画を策定し、それに基づき、計画的に整備を行うよう、引き続き指導・助言していく。</p> |
| 戸数 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 1,124 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 1,316 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社UR計 | 79 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,519 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団地数 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 104 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社UR計 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 108 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基数 | 平成27年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府営計 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町営計 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公社UR計 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 83 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 福祉のまちづくりの推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|----|--|------------|--|---|
| 75 | <p>高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心してまちに出かけ、店舗等の建築物や駅、道路、公園などの都市施設を容易に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」などにに基づき、高齢者等に配慮したまちづくりを推進します。</p> | 61 | <p>○福祉のまちづくり条例を社会情勢の変化により生じた課題に対応するため、平成26年12月に一部改正を行い、本年7月に同条例を施行した。 条例で基準適合義務の対象とした建築物については、建築基準法に基づく申請に伴い審査されることから、特定行政庁や指定確認検査機関と連携して、基準が適正に運用されるよう連絡調整等を行っている。</p> <p>○福祉のまちづくり条例に規定する都市施設のうち、基準適合義務の対象以外の公共性の高い施設を設置する場合、事前協議を実施している。また、福祉のまちづくり条例制定以前から存する既存施設については、改善計画制度に基づく定期報告を実施している。 ・事前協議件数 22,039件(平成5～27年度までの累計値) ・定期報告対象棟数 2,379棟に対し、平成8年度以降定期的に報告を依頼している。</p> <p>○バリアフリー法17条に係る建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものに対し、認定を行い、高齢者・障がい者等が円滑に利用できる建築物の普及を促進している。</p> <p>○施設のバリアフリー化に関する意識向上を図るため、各施設の条例適合調査を実施し、条例の趣旨に沿った府有施設の整備、改善を推進するよう努めている。 ・「府有建築物福祉のまちづくり条例適合状況調査」の実施(平成27年7月29日～8月24日)</p> <p>○平成21年度には、条例適合調査結果を活用し、「府有施設のバリアフリー情報」に関するホームページを作成・公表した。</p> <p>○府有施設・市町村施設のバリアフリー情報を、府のホームページにて提供している(平成28年3月末現在) ・府有施設258施設 ・市町村有施設32市町村</p> <p>○今後計画される府有施設や既存施設について、建物整備の水準を全庁的に統一して、条例の趣旨に沿った整備・改善を進めていくとともに、より幅広く福祉のまちづくりに関する庁内各部署の施策や業務について、効果的に推進する組織として体制整備するため、「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」を設置している。 ・「第31回 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」の開催(平成27年7月29日)</p> <p>○大阪府福祉のまちづくり審議会・部会の開催 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく福祉のまちづくりの促進についての重要事項の調査審議を行うため、高齢者や障がい者等団体の関係者や各種事業者団体の関係者が参画した福祉のまちづくり審議会を開催した。また、福祉のまちづくり条例の施行状況が適切なものかを当事者等の参加のもと、調査、検討を行うために部会を開催した。 ・第4回 大阪府福祉のまちづくり審議会の開催(平成27年9月25日) ・第8回 福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催(平成27年11月27日) ・第9回 福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催(平成27年12月18日)</p> <p>○会議やホームページ等を活用し、福祉のまちづくりの周知・啓発に努めている。 ・各種事業者団体、法人への周知・啓発 ・市町村担当者との意見交換 ・ホームページにおける周知・啓発・情報提供</p> <p>○条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を図解等により詳しく解説するとともに、都市施設の設計時や維持管理時における配慮すべき事項を解説した大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを作成した。</p> <p>○市町村における基本構想の作成を推進している。 ・基本構想作成済み 33市町 134地区(平成28年3月末現在) ・27年度作成 2市(5地区)新規4地区、見直し1地区 ・平成27年度9市町の基本構想策定(見直し、スバイラルアップ含む)のための協議会に参加</p> <p>○鉄道駅バリアフリー化を促進するため、平成32年度までに、1日当たりの平均利用者数が3,000人以上の駅で段差解消等の移動円滑化を全てについて実施することを目標としており、国と市町村と協調してエレベーター整備に対する補助を実施した。 ・平成13年度～平成27年度までの補助実績 67駅 134基</p> | <p>○特定行政庁や指定確認検査機関等とより一層連携を図り、条例の適正な運用に努めるとともに、事前協議や既存施設の改善のための定期報告の実施により都市施設のバリアフリー化の促進を図る。</p> <p>○認定制度の活用の促進に努める。</p> <p>○「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき府有施設の福祉整備を推進する。また、バリアフリー情報を最新の情報に更新するとともに、未協力の市町村に引き続き協力を求めていく。さらに、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、「福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議」を活用し、施策の検討、情報収集及び連絡調整等を行う。</p> <p>○福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議を行うため、福祉のまちづくり審議会を開催する。福祉のまちづくり条例の施行状況が適切なものか調査・検討を行うために、福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催する。また、各種業界団体と連携し、福祉のまちづくりについて啓発を行う。</p> <p>○市町村に対して情報提供、助言等を行い、基本構想策定の推進し努める。</p> <p>○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを公表し、周知啓発に努める。</p> <p>○バリアフリー法に基づく基本方針に従い、府内の駅のうち(政令市内駅および大阪市交通局駅を除く)、高低差概ね5メートル、1日あたりの平均的な利用者数3,000人以上の駅のエレベーター整備について、関係機関との調整を行う。</p> <p>○市町村に対して基本構想策定に伴い情報提供、助言等を行う。</p> <p>○さまざまな場を活用して福祉のまちづくり条例の普及啓発に努める。</p> <p>○大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインを公表し、周知啓発に努める。</p> <p>○市町村に対して補助制度等の情報提供や助言等を行い、基本構想策定の推進に努める。</p> <p>○バリアフリー法に基づく基本方針に従い、府内の鉄道駅のうち、1日当たりの平均利用者数3,000人以上の段差未解消駅のエレベーター整備について、関係機関との調整を行う。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|------------------------------|--|--------|--|--|
| 第2項 災害時における高齢者支援体制の確立 | | | | |
| 76 | 災害対策基本法の一部改正を踏まえ、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、府の「『避難行動要支援者支援プラン』作成指針」により、避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、「避難行動要支援者支援プラン」の策定及び避難行動要支援者名簿の作成、本人同意のもと平時からの関係者間の情報共有ができるよう、市町村へ働きかけます。 | | <p>○『『避難行動要支援者支援プラン』作成指針』(平成27年2月)にかかる市町村担当者向け説明会を7月に開催(危機管理室・福祉部共催)し、先進事例の紹介等実施した。</p> <p>○9月に避難行動要支援者名簿未策定の市町村に対し、ヒアリングを実施した。</p> <p>○平成27年度中に府内全ての市町村において、避難行動要支援者名簿の策定が完了した。</p> <p>64 ○災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)を踏まえ、「避難所運営マニュアル作成指針」を平成27年4月に改訂した。</p> | <p>○先進事例の収集及び市町村への情報提供。</p> <p>○平成28年4月に発生した熊本地震等を踏まえ、「避難所運営マニュアル作成指針」の改訂を行う。</p> <p>○市町村の避難行動要支援者名簿に記載された高齢者が避難するためには、関係者間の情報共有が必要であり、地域の方々の支援が不可欠である。 地域の体制を構築するためには、地域の方々が定期的に声掛け活動を行ったり、高齢者が地域の避難訓練に参加するよう働きかけるなど、市町村の取組みがより一層必要であり、今後、市町村に対して必要な助言を行っていく。</p> |
| 77 | さらには災害時、高齢者等の要配慮者の避難支援を行うため、福祉避難所の指定を市町村に働きかけるとともに、協力・支援します。 | | <p>福祉避難所については、災害対策基本法の改正(平成26年4月施行)を踏まえ、府内市町村で指定を進めており、福祉避難所について、平成28年3月現在、42市町村が726施設を確保した。(ただし、平成28年3月現在、災害対策基本法に基づく福祉避難所の指定をしているのは、34市町村369施設。)</p> <p>64</p> | 福祉避難所が未指定の市町村に対し、指定するよう働きかけを行う。 |
| 78 | 南海トラフ巨大地震の発生などに備え、介護保険施設等における地震防災対策マニュアルの整備を推進するとともに、地震や火災等を想定した避難訓練の実施について指導等を行います。 あわせて、介護保険施設等が被災した場合であっても、入所者や利用者のサービスが確保できるよう、災害時における応援協定等の締結に関するガイドライン等を作成し、施設における取組みを支援します。 | | <p>○介護保険施設等において、「地震防災対策マニュアル」の整備をはじめ、水害・土砂災害等を含む「非常災害対策計画」を総合的に策定するよう指導した。</p> <p>○また、避難訓練の実施にあたっては、施設の立地状況等を踏まえ、「地震」、「津波」、「土砂災害」、「風水害」の被害を想定した訓練の実施について指導した。</p> <p>64 ○集団指導では、地震に備えた内容の指導を行った。また、実地指導では、非常災害対策の取り組み状況等を確認するとともに、適宜、必要な指導を実施した。</p> | 集団指導や実地指導等のあらゆる指導の機会を通じ、「地震防災対策マニュアル」の見直しをはじめ、地震等による避難訓練の実施など、施設における自主的な取り組みの啓発を行っていく。また、災害の発生時には、入所者の安全に配慮した適切な対応が図られるよう、引き続き、指導を行っていく。 |
| 79 | 災害時において、ボランティアが被災者のニーズに応え、円滑に活動できるよう、市町村や日本赤十字社、社会福祉協議会などと連携して、必要な環境整備を行います。 | | <p>○大阪府社会福祉協議会と連携して、防災情報メールを活用した登録ボランティア向けのメール配信の仕組みを構築した。</p> <p>○災害時、速やかに連携体制を構築するため、平成27年度大阪府地震・津波対策訓練において災害ボランティアに係る対応訓練を、大阪府社会福祉協議会と連携して実施した。</p> <p>65 ○大阪府社会福祉協議会や日本赤十字社等の関係団体で構成される「おおさか災害支援ネットワーク」が定期的に開催されており、府も参画することで、顔の見える関係を構築した。</p> | ○引き続き、大阪府社会福祉協議会等関係団体と連携し、災害時に円滑に活動できるよう、訓練の実施等取り組んでいく。 |
| 80 | 災害時においても福祉ニーズに対応できるよう、福祉関係施設や事業所団体、職能団体等の参画を得て、ネットワークを構築します。また、福祉避難所の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣や物資等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制整備を目指します。 | | <p>災害時においても福祉ニーズに対応できるよう、ネットワーク参画団体との情報共有や連携を行った。 また、ネットワーク参画団体と協議を重ね、人員派遣や物資供給等に関する情報連携等の訓練を実施した。</p> <p>65</p> | ネットワークが行う支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置付けるといった法整備や財政負担を国に要望する。 今後、ネットワーク参画団体との連携をより一層図るとともに、体制の充実、強化に向け、共に検討する。 |
| 81 | ボランティアのマンパワーを確保するため、現在実施中の登録制度に基づき、登録者数の大幅な増加をめざします。 | | <p>災害ボランティアに係る大阪府ホームページのリニューアルを行い、登録ボランティア団体の募集を呼びかけるなどの取り組みを実施。 ・平成27年度は新たに2団体、計870名の新規登録。</p> <p>65</p> | 引き続き、大阪府社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を呼びかけていく。 |
| 82 | ボランティア自身の安全を含め、適切に活動を行って頂けるよう、大阪府社会福祉協議会等と連携して、ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修実施など、マンパワーの実効性向上に取り組めます。 | | <p>平成9年3月に創設した「災害時におけるボランティア活動支援制度」に登録している災害ボランティア団体のリーダー等を対象に、大阪府社会福祉協議会と共催で「災害ボランティアコーディネーター研修」を実施した。 ・平成28年2月8日(月)55名が参加。</p> <p>65</p> | 引き続き、大阪府社会福祉協議会と連携して、登録団体メンバーやボランティアに関心のある方を対象に研修を実施していく。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|--|---|------------|---|---|
| 第4節 健康づくり・生きがいづくり | | | | |
| 第1項 新しい介護予防事業の実施 | | | | |
| 83 | 新しい総合事業に位置づけられる「一般介護予防事業」では、介護が必要な状態になることを防ぐ必要がある方にとどまらず、元気高齢者も参加する住民運営の通いの場の充実が予定されています。 府としては、市町村に対し、新しい介護予防事業の考え方や取組みの好事例などの情報提供を行うことにより、介護予防事業の再構築を促します。 | 66 | 住民主体の通いの場に取り組む市町村を対象に、アドバイザーを派遣し専門的な技術支援を行った。また、府内全市町村を対象に先進的な取組を紹介し研修会を開催した。 (支援内容:研修会 10回、戦略会議 3回、アドバイザー派遣 9回、現地立ち上げ支援 8回、先進市の見学1回) | 新たに住民主体の通いの場に取り組む市町村への技術的支援を行うとともに、構築された通いの場が継続的に展開され、要支援者や後期高齢者の居場所となるよう支援する。 |
| 84 | 再構築に際しては、リハビリテーション専門職の活用が有用であることから、「地域づくりによる介護予防推進支援事業」(平成27年度)などの取組みを進めるとともに、リハビリテーション専門職等の活用等を促進するなど、市町村の円滑な事業実施を支援します。 | 67 | | |
| 第2項 健康づくり | | | | |
| (1) がん対策・循環器病予防など非感染性疾患(NCD)対策の推進 | | | | |
| 85 | 平成25年3月に策定した第2次大阪府健康増進計画及び第二期大阪府がん対策推進計画(計画期間 平成25年度から平成29年度)に基づいて取組みを進めます。 | 70 | ○平成25年3月に策定した第二期大阪府がん対策推進計画に基づき、がんの予防の推進、早期発見、医療の充実を図るため、がん検診の普及啓発や、がん検診事業を実施する市町村への技術的支援を行うとともに、がん拠点病院の機能を強化する体制の整備等に取り組んだ。また、がんになっても安心して暮らせる社会の構築に向けて、関係機関と連携してがん患者の就労支援等に関する取組みを進めた。 | ○大阪府がん対策推進条例及び第二期大阪府がん対策推進計画に基づき、引き続き、市町村や医療関係者との連携のもと、府民の協力を得て様々な施策に取り組むことで、府民をがんから守り健康な生活を送ることができるよう、また、がんになっても安心して暮らせる社会を実現できるよう、がん対策を推進する。 |
| 86 | がん、循環器疾患、糖尿病などのNCDへの対策、こころの健康対策を進めることによって、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指します。 | 70 | ○第2次健康増進計画に基づき健康づくりに関する取組みを関係機関と連携して実施した。 (主な取組) ・市町村が実施する健康増進事業に対し財政支援を行うほか、市町村が保健事業を効果的に実施できるよう、高血圧対策等生活習慣病対策について、市町村職員への研修会を開催した。 ・健康寿命の延伸を図るため、健康づくりに取り組む住民に特典を付与する健康マイレージ事業を実施する市町村に対する経費の一部補助や、地域や職場で自主的、主体的な健康づくり活動を積極的に行っている団体を表彰する大阪府健康づくりアワードを実施した。 ・リーフレットや府政だよりにおいて、高血圧、喫煙、食生活に関する正しい知識、運動習慣等、府民啓発を実施した。 ・大阪府受動喫煙防止に関するガイドラインの周知、禁煙治療を行う医療機関及び全面禁煙宣言施設について、府ホームページで情報提供した。 ・高血圧対策にかかる講演会や指導者の育成、減塩メニューを提供する店への支援などを行った。 | ○第2次大阪府健康増進計画に掲げる全ての府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、引き続き市町村をはじめ、保健・医療・福祉部門など関係機関と連携し、府民の健康づくりを推進する。 |
| 87 | 生活習慣の改善による発症の予防とともに、予防の取組みを進めます。 | 70 | | |
| 88 | NCDの共通の危険因子である喫煙、不健康な食事、運動不足、過度の飲酒などの対策を進めます。 | 70 | | |
| 89 | 死亡数との関連が高い喫煙と高血圧対策に重点をおいて取り組みます。 | 70 | | |
| (2) 地域保健対策の推進 | | | | |
| 90 | 府保健所が有する地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮して、広域的業務の企画・調整や健康に関する情報の発信に引き続き努めます。 また、政令指定都市、中核市保健所との連携強化を図り、府保健所が現に保有する広域性が失われることのないよう努めていきます。 | 71 | ○府保健所においては、地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行った。 ○保健所については、大阪府(12箇所)、大阪市(1箇所)、堺市(1箇所)、東大阪市(1箇所)、高槻市(1箇所)、豊中市(1箇所)、枚方市(1箇所)が設置しており、保健所長会議等を通じて情報共有するとともに各種研修への関係職員の参加などを通じて連携強化を図った。 | ○府保健所においては、引き続き地域保健に関する専門的、技術的、広域的拠点の機能を発揮し、広域的業務の企画・調整に取り組むとともに地域診断や健康課題の把握等を通じて、健康に関する情報の収集、分析、発信を行っていく。 ○保健所については、引き続き政令市、中核市設置保健所との連携強化を図っていく。 |
| 91 | 府保健所の高度専門性を活かし、市町村と連携しながら、専門的なケアや指導を必要とする方への支援や市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等の円滑な推進のための相談対応や技術的助言などを行います。 | 71 | 府保健所においては、高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的助言を行った。 | 府保健所においては、引き続き高度専門性やノウハウを活かしながら、市町村と連携して各種相談を通じて専門的なケアを必要とする方に対する支援を行うとともに、市町村の高齢者保健福祉、介護保険施策等が円滑に推進できるよう相談対応や技術的助言を行っていく。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|-----------------------------|---|--------|--|--|
| (3) 食の安全安心の確保の推進 | | | | |
| 92 | 飲食に起因する健康危害の発生予防と発生時の拡大防止を図るため、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき適切な食中毒予防対策と危機意識をもった注意喚起を実施します。 | | <p>○食中毒等飲食に起因する危害の発生防止及び違反不良食品の排除等を図るため、食品関係施設を対象に延べ約115,000件の監視・立入検査を実施し、衛生管理の徹底や不備事項の改善を指示するとともに異物混入防止対策や適正表示等を指導した。また、流通食品約24,600検体(検査項目数:約98,300項目)を試験検査に供した。</p> <p>○夏期及び年末には一斉取締りによる延べ約22,400施設の監視指導と約800検体の試験検査を実施した。更に他部局との合同監視により約40施設の監視指導を実施した。</p> <p>71 ○高齢者福祉施設を対象に、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等、食中毒に関するリーフレットや手洗いポスター等を配布した。</p> <p>○高齢者を対象とする食品等事業者、社会福祉施設関係者等を対象に、各種講習会を実施した(随時)。</p> | <p>○引き続き、大阪府食品衛生監視指導計画に基づき食中毒等健康被害にかかる危機管理対策の推進、食品安全及び食品衛生対策等の推進を図っていく。</p> <p>○食の安全性に係る注意喚起やリスクコミュニケーションの促進について、府ホームページの掲載やハイリスク集団(高齢者)向け食品衛生講習会の実施等により最新情報の提供を図っていく。</p> |
| 第3項 社会参加の促進 | | | | |
| 93 | 高齢者が、これまでの経験や知識を活かし自らの自己実現と地域社会の支え手として社会参加ができるよう地域支え合い活動を推進していきます。 | | <p>多様な主体によるサービスの充実や、地域づくりを推進するために高齢者のニーズを把握しながら、資源開発等を行う生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)養成研修を実施した。</p> <p>平成27年11月8日、9日 約160名参加</p> | <p>地域づくりを推進する生活支援コーディネーターが全市町村に配置されるよう引き続き養成研修を実施し、活動するに当たっての課題等を把握しながら、具体的支援策を検討していく。</p> |
| 94 | 子ども達に対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。 | | <p>実績なし。</p> <p>74</p> | <p>関西子育て世帯応援事業「まいど子どもカード」及び婚活・子育て応援サイト「ふぁみなび」等のHPを通じ子育て支援等に取り組む高齢者にかかる情報提供について検討する。</p> |
| 95 | ホームページを活用して社会起業家の活動を広く周知する等により、府民に対して社会起業への参画を啓発するとともに、多様な地域課題への対応や地域活動への参加を促進します。 | | <p>地域づくりを推進し、地域の担い手を養成する生活支援コーディネーター養成研修を実施した。</p> <p>平成27年11月8日、9日 約160名参加</p> <p>74</p> | <p>地域づくりを推進し、地域の担い手を養成する生活支援コーディネーターが全市町村に配置されるよう引き続き養成研修を実施する。</p> |
| 96 | 府内全域で地域の実情に応じた老人クラブ活動が展開されるよう、市町村及び大阪府老人クラブ連合会を通じて支援します。 | | <p>○老人クラブでの活動を支援するため、国の補助制度に基づき、単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会、府老人クラブ連合会に助成を行っている。</p> <p>・単位老人クラブ 2,437クラブ ・市町村老人クラブ連合会 36市町村</p> <p>○平成20年度から府老人クラブ連合会内に若手会員、外部委員等で構成する「若手委員会」を設置し、加入率が低下している老人クラブの活性化策を検討している。</p> <p>74 ○老人クラブ大会において他の規範となる優良老人クラブに対し、知事表彰を行った。</p> <p>第57回大阪府老人クラブ大会 ・日程 平成27年9月16日 ・場所 大阪府国際交流センター ・表彰 30クラブ(参加者 約1000人)</p> | <p>地域の支え合いの担い手としての活動や、他団体との連携等の活性化方策を若手委員会と連携して検討していく。</p> |
| 97 | ねんりんピック(全国健康福祉祭)への選手派遣事業により、出場を目指した日頃の文化・スポーツ活動を奨励し、生きがいづくりを推進します。 | | <p>全国健康福祉祭への大阪府選手団等の選考・派遣を(一財)大阪府地域福祉推進財団に委託により実施した。</p> <p>第28回全国健康福祉祭やまぐち大会(ねんりんピックおいでませ！山口2015) ・期間:平成27年10月17日～20日 ・大阪府選手団として:22種目、148人を派遣</p> <p>74</p> | <p>選手団の募集方法、派遣等に要する公費負担割合、委託先については、他府県の状況及び財政状況を鑑み、引き続き検討していく。</p> |
| 第4項 雇用・就業対策の推進 | | | | |
| (1) 中高年齢者の雇用・就業対策の推進 | | | | |
| 98 | 市町村・ハローワーク・商工会議所等との連携により、地域労働ネットワークを活用した中高年齢者の雇用促進を図るための相談会やセミナー等を実施し、高齢者の就業に対する啓発・誘導活動を行います。 | | <p>就労支援相談事業、高齢者雇用セミナー実施</p> <p>・就労支援相談事業(8箇所) 柏原市、河内長野市、茨木市、八尾市、和泉市、泉大津市、泉佐野市、東大阪市</p> <p>75</p> <p>・高齢者雇用セミナー実施(9箇所) 大阪商工会議所(本部、4支部)、藤井寺市商工会、大東市商工会、東大阪市商工会議所、岸和田市商工会議所</p> | <p>引き続き商工会等と連携した事業展開により、開催地域の拡大及び内容等の充実を図り、中高年齢者雇用促進に関するセミナーや相談会等を実施していく。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|---------------------------------|---|------------|--|--|
| 99 | 中高年齢者の就職を支援するため、「OSAKALしごとフィールド」において、きめ細かな就職支援サービスを実施します。 | | 就職支援サービスの提供を行うため、「OSAKALしごとフィールド」において、キャリアカウンセリング、各種セミナー等を実施するほか、求人開拓を含めた職業紹介をワンストップで提供した。 75 【OSAKALしごとフィールド実績(中高年齢者) H27.4~H28.3月】 ・来館者数 17,492人、就職者数 1,316人 | ハローワークと一体的に運営する「OSAKALしごとフィールド」において、きめ細かな職業紹介をワンストップで提供していく。 |
| (2) シルバー人材センター事業の促進 | | | | |
| 100 | 高齢者の能力を活かした就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加を促進するため、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会に対する助言・支援を行い、高齢者の就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。 | | (公社)大阪府シルバー人材センター協議会への指導・助成 75 【年度別会員数】 H27] 50,203人 【就 業 率】 H27] 79.1% | 引き続き公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会との連携により、高齢者の能力を活かした就業や社会参加等の機会の拡大に努める。 |
| 第5節 利用者支援の推進 | | | | |
| 第1項 制度周知等の推進 | | | | |
| (1) 広報の充実 | | | | |
| 101 | 様々な媒体を活用し、制度の周知及び府民ニーズに応じた情報提供を行います。 | | 介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、広報媒体を作成し保険者など関係機関に提供した。 また、障がい者、在日外国人及び非識字者等の高齢者に配慮したきめ細かな広報を行うため、点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成した。 77 ・提供方法:パンフレット、インターネット ・冊子作成:35,450部 ・提供先:府内保険者、地域包括支援センター、民生委員児童委員、事業者など | 府民が介護保険制度を円滑かつ適正に利用できるよう、市町村等の制度周知及び業務処理を支援するため、引き続き市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等の地域の関係機関と連携しながら介護保険法の改正など最新情報を適時入手し周知及び広報する。 また、高齢障がい者や在日外国人などへの情報入手を支援するため、デジタル録音図書やフロー図による図解など分かりやすい広報を行う。 |
| 102 | 情報が的確に利用者や家族に届くよう、市町村とともに地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員・児童委員など地域の関係機関との連携を図りながら、効果的な情報提供を推進します。 | | 78 | |
| 103 | また、高齢障がい者や在日外国人など情報入手に支援を要する方々に配慮した情報提供を行います。 | | 78 | |
| (2) ホームページを活用したサービス情報の提供 | | | | |
| 104 | 必要な情報がスピーディーに広く提供できるよう、ホームページを活用した広報を引き続き行います。 | | 介護保険制度など高齢者福祉施策について周知を図るため、広報媒体を作成し保険者など関係機関に提供した。 また、障がい者、在日外国人及び非識字者等の高齢者に配慮したきめ細かな広報を行うため、点字、音声、ルビ打ち、韓国・朝鮮語、中国語、英語の各版を作成した。 78 ・提供方法:パンフレット、インターネット ・冊子作成:35,450部 ・提供先:府内保険者、地域包括支援センター、民生委員児童委員、事業者等 | 府民が介護保険制度を円滑かつ適正に利用できるよう、市町村等の制度周知及び業務処理を支援するため、引き続き市町村、地域包括支援センター、介護支援専門員等の地域の関係機関と連携しながら介護保険法の改正など最新情報を適時入手し周知及び広報する。 また、高齢障がい者や在日外国人などへの情報入手を支援するため、デジタル録音図書やフロー図による図解など分かりやすい広報を行う。 |
| 105 | 地域包括支援センターの業務の内容、運営の状況に関する情報を市町村が公表に努めることが法定化されました。府としては、住民の身近な相談機関として、必要な情報が情報公表システムなどを通じて利用者に適切に提供されるように市町村に働きかけます。 | | 府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。 | 地域包括支援センターが住民に十分に認知されていないという指摘もことから、引き続き各市町村による広報誌やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が認識できるように看板等の設置を推奨する。市町村を広域的に支援する役割を担う立場から、府内市町村における各センターの運営状況の把握や情報提供などの支援を積極的に行う。 |
| 第2項 相談・苦情解決体制の充実 | | | | |
| (1) 相談体制の充実 | | | | |
| 106 | 総合相談に対応する地域包括支援センターの認知度を向上させるため、パンフレット、ケーブルテレビ等利用可能な資源を活用し周知するように、市町村に働きかけます。 | | 府ホームページやパンフレットを活用した広報活動により、地域包括支援センターの認知度向上を図るとともに、市町村と地域包括支援センターの更なる連携強化を働きかけた。 | 地域包括支援センターが住民に十分に認知されていないという指摘もことから、引き続き各市町村による広報誌やパンフレット等による周知や、市町村が設置しているセンターであることについて、住民が認識できるように看板等の設置を推奨する。市町村を広域的に支援する役割を担う立場から、府内市町村における各センターの運営状況の把握や情報提供などの支援を積極的に行う。 |
| 107 | また、地域包括支援センターが中心となって、在宅介護支援センター、保健センター、隣保館、老人福祉センター、医療機関、薬局(健康介護まちかど相談薬局)、自主的な支援活動を行っている住民、CSW、民生委員・児童委員等と連携した相談機能の充実を市町村に働きかけます。 | | 地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センター職員の資質向上を図るために個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を行い、関係機関等と連携した相談機能の充実を図るよう促した。 | 地域包括支援センター職員の資質向上のために引き続き個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を行う。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|----------------------|---|------------|--|---|
| 108 | さらには、既存の福祉サービスだけでは対応困難な制度の狭間の問題等に対応するために地域福祉のセーフティネットを、地域の実情に応じて構築することを市町村に働きかけます。 | | <p>○地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センター職員の資質向上を図るために個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を行い、制度の狭間の問題等に直面している高齢者等の相談機能の充実を図るよう促した。</p> <p>○「地域福祉・子育て支援交付金」により、市町村の地域の実情に沿った施策の立案・推進を支援し、地域福祉のセーフティネットの強化を図った。</p> <p>(平成27年度地域福祉・子育て支援交付金の主な活用実績) ・交付市町村数 (37市町村(政令・中核市を除く)府内全市町村) CSW配置状況 37市町村 150名 小地域ネットワーク活動推進事業実施市町村 37市町村</p> <p>○「市町村地域福祉担当課長会議」において市町村職員に対し、第3期大阪府地域福祉支援計画における地域福祉のコーディネーターの協働の説明や先進事例の情報提供を行い、地域福祉のセーフティネットの構築・拡充を支援した。</p> | <p>○地域包括支援センター職員の資質向上のために引き続き個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を行う。</p> <p>○「地域福祉・子育て支援交付金」を活用し、CSWの配置促進など地域福祉のセーフティネットの構築・拡充を図る市町村の取組みを支援する。</p> <p>○各市町村の先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、効果的な地域福祉のセーフティネットの構築をサポートする。</p> |
| 109 | 一人暮らしの高齢者等に対しては、地域の相談活動に取り組む民生委員・児童委員等が、高齢者の課題やニーズを把握する訪問型の相談活動を行えるよう、市町村に働きかけます。 | | <p>81 地域包括支援センターが民生委員やCSWと連携して一人暮らしの高齢者等に対し訪問型の相談活動を行うことができるよう、個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を通じて働きかけを行った。</p> | <p>地域包括支援センター職員の資質向上のために引き続き個別事業(介護予防・認知症・虐待)の研修会を行う。</p> |
| 110 | 高齢障がい者が安心して相談することができるよう、コミュニケーションの確保など、障がい等の特性に応じたきめ細かな対応を行うよう、市町村に働きかけます。 | | <p>81 障がい者へ適切な介護が行われるよう府で作成した「介護のこころえ—障がいのある方への配慮について—」を随時配布した。</p> | <p>高齢の障がい者が安心して介護サービスを利用できるよう、相談窓口体制や障がい特性に応じたきめ細かな相談対応の充実について、引き続き市町村に働きかける。</p> |
| 111 | 介護相談員派遣等事業の拡大を図るとともに、介護相談員養成研修の支援や相談対応の好事例を集めた相談対応事例集の提供を行い相談体制の充実に取り組みます。 | | <p>81 利用者の疑問や不満、不安を聞き、未然に解消を図る介護相談員派遣等事業を拡大するため、市町村への働きかけや研修の支援等を実施した。</p> <p>市町村事務局担当者会議の開催 平成27年6月 相談対応事例集の配布 介護相談員養成研修修了 57人 介護相談員現任研修修了 110人</p> | <p>府内全市町村で介護相談員派遣等事業が実施されるよう、未実施市町村に働きかける。また、施設への派遣とともに居宅サービスが提供されている自宅等へも派遣されるよう、市町村に拡大を働きかける。</p> |
| (2) 苦情解決体制の充実 | | | | |
| 112 | 苦情対応においては、市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会との緊密な連携が図られるよう働きかけます。 | | <p>82 利用者の苦情対応について市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行われるよう保険者一般指導や補助等を行った。</p> <p>保険者への一般指導の実施 平成27年8月 国保連への介護保険苦情処理体制整備運営費の補助 国保連では、事例集の発行、市町村の苦情処理担当職員向け研修を実施 ・事例集の発行と市町村等への配布 平成28年3月 ・市町村向け苦情・相談等研修会の実施 介護保険サービスに係る苦情・相談研修 平成28年2月 ブロック別研修 平成27年11月</p> | <p>苦情の再発防止や解消を図っていくため、引き続き大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、相談苦情事例の集約と対応の検討を行い、市町村等への研修や事例集等で情報提供していく。</p> |
| 113 | 大阪府国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用するなど、実地指導等の速やかな対応に努め、不正請求等重大な違反に対しては指定取消や指定効力の停止等も視野にいて厳正に対処します。 | | <p>82 ○実地指導の実施にあたり、事前に「施設の運営等に係る自主点検表」の提出を求め、指導の迅速化を図っている。また、適切なサービスが提供されるよう、大阪府条例等に規定する人員・運営等基準の遵守を指導している。</p> <p>○苦情等による情報をもとに計画的に実地指導を実施しており、保険者の同席によりケアプランチェックを併せて実施するなど、実効性のある実地指導となるよう努めている。</p> | <p>○引き続き、実地指導等において、苦情処理の体制及び手順等の整備を指導する。</p> <p>○今後とも関連機関と連携し、不正請求等の重大な違反には、厳正に対処していく。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|----------------------------|--|------------|---|---|
| 114 | サービス事業者に寄せられた苦情については、当該事業者が利用者の立場に立って迅速かつ適切に対応するよう指導します。 | | <p>○介護保険施設への実地指導等において、相談窓口(当該施設、大阪府、市町村、国保連合会)、苦情処理の体制及び手順等の整備状況について状況を確認し指導している。</p> <p>○軽費老人ホーム及び有料老人ホームについては、指導監査又は立入検査において、苦情処理体制表を入居者等の見やすい場所に掲示するよう指導している。</p> <p>○苦情が寄せられた事業所に対しては速やかに適切な対応を行う必要があるため、電話等による確認作業や解決に向けての指導を実施している。そして、必要に応じて実地指導を行い、市町村連携の観点から、また、保険者としての立場から、実地指導に市町村担当者の同行を求めて、適正な事業運営が行われるよう指導を行っている。</p> <p>○なお、権限移譲市等に所在する事業所に関する情報である場合には、市等に対して、過去の苦情の履歴を含めて情報提供するなど、適切な対応が可能となるよう配慮している。</p> | <p>○引き続き、実地指導等において、苦情処理の体制及び手順等の整備を指導する。</p> <p>○寄せられた苦情については、速やかに解決できるよう引き続き迅速な対応をとっていく。</p> <p>○苦情解決の方策として、市町村、国保連合会との連携を図るとともに、国保連合会の介護給付適正化システムを活用するなど実地指導等の速やかな対応に努め、不正請求等、重大な違反があれば指定取り消しや指定効力の停止等も視野にいれて厳正に対処していく。</p> |
| 115 | また、社会福祉法人をはじめとするサービス事業者については、苦情解決責任者や第三者委員の設置等苦情解決体制を整備するよう、取組みを進めます。 | | <p>○介護保険施設への実地指導等において、第三者委員(オンブズマン)を設置し、苦情解決に努めるように促している。</p> <p>○軽費老人ホーム及び有料老人ホームについても、第三者委員を選任するよう、指導している。</p> <p>○事業所における重要事項説明書に、苦情相談窓口を掲載するよう指導している。</p> | 引き続き、実地指導等において、苦情処理の体制及び手順等の整備を指導する。 |
| 116 | 相談や苦情の内容を集約・分析し、発生した背景や原因などの検討を行い、その内容を基に大阪府国民健康保険団体連合会と連携して市町村等への研修や事例集等による情報提供を行うことにより、相談や苦情の解消と再発防止に努めます。 | | <p>利用者の苦情対応について市町村や大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会などの関係機関が連携して円滑に行われるよう保険者一般指導や補助等を行った。</p> <p>保険者への一般指導の実施 平成27年8月 国保連への介護保険苦情処理体制整備運営費の補助 国保連では、事例集の発行、市町村の苦情処理担当職員向け研修を実施 ・事例集の発行と市町村等への配布 平成28年3月 ・市町村向け苦情・相談等研修会の実施 介護保険サービスに係る苦情・相談研修 平成28年2月 ブロック別研修 平成27年11月</p> | 苦情の再発防止や解消を図っていくため、引き続き大阪府国民健康保険団体連合会等と連携し、相談苦情事例の集約と対応の検討を行い、市町村等への研修や事例集等で情報提供していく。 |
| 117 | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援します。 | | <p>福祉サービスに関する苦情について、中立・公正な立場からの解決に向けての相談、助言、あっせんに取り組む大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」の運営をはじめ、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等を対象とする苦情解決に関する研修実施及び事業の周知・啓発に係る支援を行った。</p> <p>・延べ相談件数 1,557件 ・実施研修参加者数 福祉サービス苦情解決研修会 135人 苦情解決第三者委員研修 80人 ・「平成26年度：事業報告書」の発行部数 2,500部</p> | 引き続き、運営適正化委員会の取組みを周知するとともに円滑に事業運営が図られるよう支援する。 |
| 第3項 個々の高齢者等の状況に配慮したサービスの提供 | | | | |
| (1) サービス提供における配慮 | | | | |
| 118 | 従来の要支援に相当する方については、サービス利用者の個々の状況を踏まえ、基本チェックリストによる「介護予防・生活支援サービス」の提供と専門性の高い「介護予防サービス」の提供を必要に応じてマネジメントができるよう市町村への助言に努めます。 | | 市町村の要介護認定の窓口において、申請者・相談者に対して丁寧な聞き取りを行い、介護保険制度の説明を行ったうえで、希望に沿った適切な手続きを説明、案内するように市町村への保険者指導や研修を通じて助言した。 | サービスを必要とする個々人の心身や生活上の様々な状況を丁寧に把握し、対象者に沿ったきめ細やかな対応が行えるよう、市町村やサービス従事者への助言を行う。 |
| 119 | コミュニケーションに支援が必要な高齢障がい者にサービスを提供する際、きめ細かな配慮がされるよう、障がいの特性と配慮事項を掲載したパンフレットを作成し、介護サービスの従事者等に周知します。 | | 障がい者へ適切な介護が行われるよう府で作成した「介護のこころえ—障がいのある方への配慮について—」を随時配布した。 | 高齢の障がい者が安心して介護サービスを利用できるよう、障がい特性に応じたきめ細かな配慮について、引き続きパンフレットの配布など介護サービス事業者等への周知に努める。 |
| 120 | 地域で暮らすハンセン病回復者や家族に対して、多方面から支援ができるよう、ハンセン病回復者支援センター及び市町村、介護・福祉関係職員との連携を図ります。 | | <p>○地域で暮らすハンセン病回復者への定期訪問や電話相談により、個別相談事例に応じてニーズを把握し、ハンセン病回復者の求める福祉サービスの提供が可能となるように、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関などと連携をはかりながら、必要な支援に努めた。</p> <p>○ハンセン病後遺症に対し、適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し研修等を通じて啓発を行った。</p> | 今後とも地域で暮らすハンセン病回復者や家族が安心して適切な医療・介護を受けられるよう、引き続き、関係機関との連携に努める。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|------------------------|--|--------|--|--|
| (2) 要介護認定における配慮 | | | | |
| 121 | 要介護認定では、高齢障がい者や認知症高齢者など一人ひとりの状態をより正確に認定調査に反映できるよう介護認定審査会委員等に研修を実施します。 | 84 | 特記事項の記載の重要性については、従来より繰り返し研修を行い、周知を図っているところであるが、現任の委託調査員に対し、特記事項記載の留意点と具体的な記入例について新たに研修を実施した。 また、認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者への配慮事項等をまとめた「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について」を配付するとともに、認定調査時に配慮すべき事項についての講義を行い、介護の手に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。 | 今後とも、適正・公平な要介護認定の実施に向けて、認定調査員・介護認定審査会委員に対する研修の充実に努めるとともに、市町村への支援に努めていく。 |
| 122 | 認定調査の実施に当たって、本人等の希望に応じて本人の状況を的確に説明できる者の同席や、手話通訳、筆談、盲ろう通訳者の利用などにより、意思の伝達を手助けする取組を市町村とともに推進します。 | 84 | 調査対象者一人ひとりの心身の状況を的確に把握するため、調査対象者への十分な聞き取りや、調査対象者の日頃の状況を的確に説明できる者の同席の必要性について、認定調査員に対する研修を通じて周知徹底を図るとともに、市町村における状況の把握に努めた。 | |
| (3) 低所得者対策事業の周知 | | | | |
| 123 | 高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等については、利用者からの申請が必要であり、制度の周知が重要です。そのため、住民の方が窓口に来られた際に丁寧に説明できるよう、パンフレットの作成や府ホームページによる広報を行うなど、保険者が行うPR活動を支援します。 | 84 | ○パンフレットの活用 低所得者の方の負担軽減制度について、パンフレットを活用し周知を行った。 「介護保険制度について(平成27年度改訂版)」 ○ホームページの活用 高齢介護室のホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、低所得者の方の負担軽減制度に関する周知を行っている。 | 制度周知の充実 介護保険制度を府民により一層定着させる中で、低所得の方のための制度についてもわかりやすく周知を図る必要があることから、市町村、関係機関・団体とともに、パンフレット等を活用して、窓口での周知や広報活動の充実に努める。 |
| 124 | 社会福祉法人による利用者負担軽減事業について、市町村と協力して周知に努めるとともに、すべての法人で同制度が適用されるよう、働きかけを行います。 | 84 | 事業趣旨の周知と利用促進 低所得の方に対する公益的取り組みの一環として、市町村及び法人に申請を促した。 | ○事業趣旨の周知と利用促進 低所得の方に対する公益的取り組みの一環として、市町村及び法人に申請を促した。 ○ホームページの活用 高齢介護室ホームページに「主な低所得者対策一覧」を掲載し、低所得者の方の負担軽減制度に関する周知を行っている。 |
| 第4項 不服申立ての審査 | | | | |
| 125 | 平成28年4月に予定されている審査請求期間の延長など、行政不服審査法の改正を踏まえ、介護保険審査会を引き続き円滑に運営します。 | 86 | 審査請求について介護保険審査会を適宜開催し、審理・裁決した。 裁決 1,481件(却下514件、認容4件、棄却963件) | 利用者の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保のため、改正された行政不服審査法の趣旨に基づき、介護保険審査会の審理がより迅速かつ適切に行われるよう運営を行う。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|---------------------------|---|--------|---|--|
| 第6節 介護保険事業の適切な運営 | | | | |
| 第1項 適切な要介護認定 | | | | |
| 126 | 要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会委員、認定調査員及びかかりつけ医に対する研修の充実を図ります。 | 87 | 認定調査員及び主治医に対する研修の充実を図った。 ・認定調査員研修(新規) 4回 875人 ・認定調査員研修(現任(市区町村)) 1回 92人 ・認定調査員研修(現任(委託)) 5回 535人 ・主治医意見書研修 2回 524人 | 今後とも、適正・公平な要介護認定の実施に向けて、認定調査員・介護認定審査会委員に対する研修の充実にも努めるとともに、市町村への支援に努めていく。 |
| 127 | 認定調査は、障がいや疾病の特性を適切に把握して行う必要があることから、個性に配慮し、高齢障がい者や認知症の人など一人ひとりの状態をより正確に聞き取る方法や調査時の留意点、介護の手間に係る具体的な状況等を正確に特記事項に記載することなどについて、引き続き認定調査員に対して研修します。 | 87 | 特記事項の記載の重要性については、従来より繰り返し研修を行い、周知を図っているところであるが、現任の委託調査員に対し、特記事項記載の留意点と具体的な記入例について新たに研修を実施した。 また、認定調査員が認知症高齢者や障がい特性等に関する知識・理解を深められるよう、認定調査員研修においては、当事者や専門家による具体的な講義を実施した。また、高齢障がい者への配慮事項等をまとめた「介護のこころえ 障がいのある方への配慮について」を配付するとともに、認定調査時に配慮すべき事項についての講義を行い、介護の手間に係る具体的な状況等を的確に記載するよう研修を行った。 | |
| 128 | 審査・判定の重要な資料となる主治医意見書の記載がより適切に行われるように、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法、留意点等に関する研修を引き続き実施します。 | 87 | 主治医意見書の記載がより適切に行われるように、かかりつけ医に対し、主治医意見書の記載方法等に関する研修を実施した。 | |
| 129 | 介護認定審査会において、認定調査の特記事項等の記載内容が審査・判定に正しく反映するよう、引き続き介護認定審査会委員に対する研修を実施します。 | 88 | 介護認定審査会において、審査判定が適切に行えるよう、介護認定審査会合議体の長会議を実施した。 介護認定審査会合議体の長会議 1回 530人 | |
| 130 | 市町村において公正・公平で適切な要介護認定が実施できるよう、市町村職員に対する研修や助言などを行います。 | 88 | 市町村において、公平・公正な要介護認定が実施できるよう、介護認定審査会事務局職員研修を実施した。 介護認定審査会事務局職員研修 1回 80人 | |
| 第2項 介護サービスの質の向上 | | | | |
| (1) 介護支援専門員への支援 | | | | |
| 131 | 介護支援専門員の継続的な養成・資質向上を図り、専門性や人権意識を高め、多様な高齢者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進できるよう、研修に参加しやすい環境づくりを含め、関係団体と連携しながら、新課程での研修を着実に実施します。 | 90 | 介護支援専門員の質の向上を図るため、関係団体と連携しながら、研修内容の充実を図った。 「実務研修」や「主任介護支援専門員研修」では、国の示す標準カリキュラムに加え、独自の内容を取り入れて実施した。 | 今後とも、介護支援専門員の資質向上につながるような研修の充実を図る。 |
| (2) 介護サービス情報の公表・評価 | | | | |
| 132 | 介護サービス情報の公表制度については、見やすさ等の改善、地域包括支援センターの活動内容や高齢者の自立を支えるサービスメニューの表示など、国が示す新たな情報の公表の方向性を踏まえながら、より充実したものとなるよう努めます。 | 90 | 地域における多様な資源の情報(地域包括支援センター等)を市町村が情報公表システムを活用して公表するにあたり、府内全市町村への制度の周知徹底及び公表数の向上に努めた。 また、指定情報公表センターを指定することで効率的に公表事務を実施し、利用者のサービス選択を支援できるよう国・市町村とも連携しながら進めている。 | 平成29年度以降に予定されている指定都市への公表・調査事務に係る権限移譲について国から未だ詳細が示されておらず、引き続き情報収集に努めるとともに、移譲先となる指定都市との調整なども検討が必要である。 |
| 133 | 認知症対応型共同生活介護において義務付けられている外部評価制度について、評価機関を選定の上、市町村と連携を図り評価の実施及び結果の公表を行います。また、小規模多機能型居宅介護においては、外部評価の効率化が示されていることを踏まえ、適切に支援を行います。 | 90 | 運営推進会議等を活用した自己評価に小規模多機能型居宅介護等の外部評価が変更になったことに伴い、外部評価の実施要綱・要領を見直し、十分な周知期間を置いて施行した。 引き続き、市町村及び評価機関への適切な情報提供を行い、認知症対応型共同生活介護の事業所が利用者等に質の高いサービスを提供できるよう努めていく。 | 現在、認知症対応型共同生活介護のみに義務付けられている外部評価の受審について、国の方向性を注視しながら情報収集に努める必要がある。 今後、新たな制度改正が生じた場合には的確に内容を把握し、必要に応じて関係機関へ情報を提供していく。 |
| 134 | 介護サービス事業者に対し、福祉サービス第三者評価制度の周知及び受審促進に向けた取組みを進めるとともに、評価結果の公表を行います。 | 90 | ○市町村地域福祉担当課長会議(10月、3月)や社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会(6月)、福祉の就職フェア(7月、3月)において、第三者評価事業の説明を行うなど、受審促進を図った。 ○誰もが受審施設・事業所の評価結果を閲覧できるよう、WAMNET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへの掲載を行った。 ・高齢福祉分野の評価結果公表件数 36件 | ○引き続き、あらゆる機会を捉えて、介護サービス事業者等に対し、第三者評価の受審意義を周知し、積極的な働きかけを行っていく。 ○併せて、他府県における実施状況等も参考にしながら、他制度との連携方策(施設整備補助金の交付条件化)など第三者評価制度の普及・啓発の手法等について検討する。 ○引き続き、受審施設・事業所の評価結果を、WAMNET(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)及び大阪府ホームページへ掲載するなど、情報提供を行っていく。 |

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|------------------------------------|--|--------|--|--|
| 第3項 サービス事業者への指導・助言 | | | | |
| 135 | <p>集団指導や実地指導の内容充実をめめます。</p> | | <p>○実地指導では、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施した。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設による自主点検表等の活用を促し、正確で適正な事務に努めるよう指導した。</p> <p>○集団指導を平成27年6月、府庁新別館の大研修室で開催した。平成27年報酬改定の内容説明をはじめ、事故防止対策、衛生管理、非常災害対策等、施設の運営上、重要な項目について説明や指導を行った。 ・集団指導 280施設 ・実地指導 79施設</p> <p>○指定時研修、集団指導、実地指導等において、法令遵守の上で利用者本位のサービスを提供するよう、事業所に対して指導を行った。 ・指定時研修(月1回実施、実施結果:126事業所) 毎月、新規事業者の管理者を対象に、利用者本位の適切な事業運営、指定後の各種手続き、運営上の留意事項等について周知している。 ・集団指導(参加事業者数:2,015) 毎年1回、全事業者を対象に、利用者の人権、人格や価値観等を尊重したサービスを行うよう周知徹底を図るとともに、制度改正、指導監査について、国等からの周知事項、情報の公表制度の概要など事業運営上の留意点について指導している。 ・実地指導(指導件数 325事業所) 苦情等が寄せられた事業所を含め、定期的に実地指導計画を立てた上で、職員が直接事業所に赴き指導を行っている。</p> | <p>□ 実地指導にあたっては、施設における自主点検表の事前提出を求めることにより、引き続き、効果的かつ効率的な指導の実施に努める。また、日常的に自主点検表による自己点検により、入所者(利用者)本位の適切な施設サービスの提供に努めるよう指導を強化していく。</p> <p>○ 集団指導 平成25年度以降の集団指導において、希望する市町村と府で資料の共同作成、合同開催を行っている。これらの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。 ○ 実地指導 居宅サービスの種類や地域に偏りなく実地指導を行うために、国の指導方針や直近の苦情案件、または高齢者を取り巻く環境等を踏まえたテーマを設けた上で実地指導を行うことで、効果的な指導となるようにしていく。</p> |
| 136 | <p>重大な指定基準違反や不正行為が疑われる事案については、市町村や関係機関と情報の共有を図り、連携して指導・監査にあたります。</p> | | <p>○ 実地指導や通報などの情報により、介護報酬の不正請求などが疑われるような場合は、監査を実施するなど厳正に対処する。</p> <p>92 ○ 実地指導の結果、不正請求が疑われるような場合は監査を実施するなど厳正に対処している。</p> | <p>○ 引き続き、重大な指定基準違反や不正行為が疑われる場合には、市町村等と連携し、指導・監査にあたる。</p> <p>○ 今後とも関連機関と連携し、不正請求等の重大な違反には、厳正に対処していく。</p> |
| 137 | <p>介護事故に関しては、未然防止の徹底を図り、事業者に対して万一事故が発生した際の市町村への速やかな連絡及び再発防止策の取組み等について指導します。</p> | | <p>○ 介護事故に関しては、ヒヤリハットの活用や事故分析、事故防止マニュアルの整備等により未然防止の取組を指導するとともに、万一事故が発生した場合には家族や市町村への連絡を速やかに行うとともに再発防止策の取組み等について適切に対応するよう指導している。</p> <p>○ 市町村や大阪府への報告については、「介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い」により対応するよう指導している。</p> <p>92 ○ 利用者に対する事故発生時の事業所の対応について、集団指導の資料に掲載し、指導を行っている。</p> | <p>今後とも、集団指導や実地指導を通じ、事故の未然防止の取組み、事故が発生した場合の市町村等への報告、事故の再発防止策の取組み等について指導していく。</p> |
| 138 | <p>介護職員等がたんの吸引等を行う場合には、事業者や施設が登録事業者として認定を受ける必要があります。この場合必要な登録基準を満たしているか厳密に審査し、認定後も適正に実施しているか指導監督を行います。 また、たんの吸引等の実施を可能とする介護職員等の人員確保のための従事者の認定及び研修機関の登録を推進するとともに、研修を希望する介護職員が受講しやすい環境を整えます。</p> | | <p>○ 登録事業者、登録研修機関については、国の登録基準に基づき登録要件等の確認・審査を実施し、登録業務を行っている。 登録特定行為事業者 780事業者 登録研修機関 41機関 (平成28年3月末)</p> <p>○ 登録研修機関の登録においては、介護職員の受講を妨げることのないよう、受講要件、費用など妥当であるか入念に審査するとともに、受講しやすい環境を整備するよう指導している。 登録特定行為業務従事者(不特定) 11084人 (特定) 575人</p> <p>○ 実地指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、感染症予防等)等を指導している。</p> | <p>○ 登録事業者に対し、集団指導、実地指導等あらゆる機会を通じ、たん吸引等の行為が適切に行われるよう指導監督に努める。</p> <p>○ 自主点検表を作成し、定期的に点検するよう指導する。</p> <p>○ 必要に応じて、ホームページ等を通じ注意喚起等を行う。</p> <p>○ 適宜、立入検査を実施し、適正に業務が行われているか指導監督を行う。</p> |
| (1)居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等への指導 | | | | |
| 139 | <p>権限移譲済市町村において事務執行が円滑に行われ、府域全体で適切なサービス提供が実施されるように、府市町村連絡会議の開催や指定時研修の共同開催、また、集団指導冊子の共同作成などの市町村支援を行います。</p> | | <p>○ 府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。</p> <p>92 ○ また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。</p> | <p>○ 府内で約8割の市町村への事務移譲が進んでいることから、連絡調整会議開催等の課題について検討していく。</p> <p>○ 集団指導については、資料の共同作成や合同開催などの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|--|---|--------|---|--|
| 140 | 指定通所介護事業所等における宿泊サービスについては、従来からの府の基準及び新たに策定された国のガイドラインを十分踏まえ、利用者保護の観点から適切なサービス提供がされるよう必要な行政指導等を行います。 | 92 | 利用者の安全確保、尊厳の保持を目的として独自基準を平成25年度に策定し、また、国のガイドラインに併せ改正し、適切なサービス提供を行うよう指導している。 | 今後とも、集団指導や実地指導を通じ、適正な運営等について指導していく。 |
| (2) 介護保険施設への指導 | | | | |
| 141 | 「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき指導を行います。また、施設に対し、自主点検表の作成を促し、適正な介護報酬の算定や入所者に対し適切なケアの提供が図られるよう取組みを推進します。 | 92 | ○実地指導では、「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、入所者(利用者)本位のサービス提供を促進するため、適切な施設運営へ向けた指導を実施した。また、介護報酬の算定・請求にあたっては、施設による自主点検表等の活用を促し、適正な事務に努めるよう指導した。 ○集団指導を平成27年6月、府庁新別館の大研修室で開催。平成27年報酬改定の内容説明をはじめ、事故防止対策、衛生管理、非常災害対策等、施設の運営上、重要な項目について説明を行った。 ・集団指導 280施設 ・実地指導 79施設 | 実地指導にあたっては、施設における自主点検表の事前提出を求めることにより、その内容から運営状況等を把握・分析の上、効果的かつ効率的な指導の実施に努める。 また、日常的に自主点検表による自己点検の促進を図り、入所者(利用者)本位の適切な施設サービスの提供に努めるよう指導を強化していく。 |
| 142 | 高齢者虐待防止については、集団指導をはじめ、実地指導等を通じ、高齢者虐待防止に向けた取組みを推進するとともに、身体拘束廃止への取組みの周知徹底と緊急やむを得ない身体拘束の場合には、適切な手続きを踏まえた記録の整備について指導監督に努めます。 また、大阪府の「身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」を活用し、自主的に取り組む体制の整備を指導します。 | 92 | ○集団指導及び人権研修において、高齢者虐待防止の啓発を行うとともに、各施設での伝達研修等の実施について指導した。 ○実地指導では、人権研修等の実施状況を確認するとともに、正確な事実認識を持つため積極的に外部研修へ参加することや、職員の人権意識の向上を図るための内部研修の実施について指導した。 ○集団指導や実地指導において、虐待防止の通報窓口である市町村の連絡先を施設内に掲示するよう指導した。 ○高齢者虐待に関する通報や情報提供があった場合は、必要に応じ市町村と連携し、介護保険法等に基づき、緊急の実地指導等を実施し、指定の取消等の行政処分を視野に入れた厳正な対応をしている。 ○平成27年度実地指導における身体拘束に関する指導件数 介護保険施設 28件 有料老人ホーム 2件 サービス付高齢者向け住宅 2件 | ○集団指導及び人権研修において引き続き、高齢者虐待防止の啓発に努めるとともに、実地指導にあたっては、施設内における高齢者虐待防止への対応が強化されるよう指導を行っている。 ○高齢者虐待に関する通報や情報提供があった場合は、必要に応じ市町村と連携し、引き続き、緊急の実地指導等を実施し、介護保険法等に基づき、指定の取消等も視野に入れた厳正な対応をしていく。 ○「身体拘束ゼロのための行動計画」及び「身体拘束ゼロ推進マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並びに情報提供を行い、施設におけるより良いケアと介護技術の向上を図る。 ○実地指導において、「緊急やむを得ない場合」の拘束について、適切な手続きの下、実施しているか確認し、身体拘束ゼロ推進の取組が積極的に行われるよう指導を行う。 |
| 143 | 実地指導等において、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等を活用し、感染症の予防と発生時の適切な対応が図られるよう指導を行います。 | 93 | ○集団指導において、感染症予防の啓発を行うとともに、ノロウイルス、レジオネラ症発生防止等のパンフレット等を配布した。 ○実地指導において、衛生管理(感染症マニュアルの整備、委員会及び研修の実施状況等)を確認し、適切に実施するよう指導している。 | 集団指導等あらゆる機会を通じ、施設における感染症予防と感染症発生時の適切な対応が図られるよう指導に努める。 |
| 144 | 南海トラフ巨大地震の発生などに備え、介護保険施設における地震防災対策マニュアルの整備を推進するとともに、地震や火災等を想定した避難訓練の実施について指導を行います。 | 93 | ○介護保険施設等において、「地震防災対策マニュアル」の整備をはじめ、水害・土砂災害等を含む「非常災害対策計画」を総合的に策定するよう指導した。 ○また、避難訓練の実施にあたっては、施設の立地状況等を踏まえ、「地震」、「津波」、「土砂災害」、「風水害」の被害を想定した訓練の実施について指導した。 ○集団指導では、地震に備えた内容の指導を行った。また、実地指導では、非常災害対策の取り組み状況を確認するとともに、適宜、必要な指導を実施した。 | 集団指導や実地指導等のあらゆる指導の機会を通じ、「地震防災対策マニュアル」の見直しをはじめ、地震等による避難訓練の実施など、施設における自主的な取り組みの啓発を行っていき、また、災害の発生時には、入所者の安全に配慮した適切な対応が図られるよう、引き続き、指導を行っていく。 |
| (3) 特別養護老人ホームにおける適正な施設入所選定の実施への指導 | | | | |
| 145 | 特別養護老人ホームの機能重点化に伴い、市町村や施設関係者と共同で改定した「大阪府指定介護老人福祉施設[特別養護老人ホーム]等入所選考指針」(平成27年2月改正)に基づき、入所判定の透明性及び公平性を確保した適正な入所選考が実施されるよう指導します。 | 93 | 実地指導において、入所選考委員会や申込者名簿の調整を確認し、入所選考指針に基づく透明性、公平性に留意した入所選考が行われるよう指導している。 | 実地指導において、入所選考指針に基づき特例入所の扱いが適切に行われているか引き続き確認し指導する。 |
| 146 | 対象は原則要介護3以上と限定します。ただし、要介護1・2の要介護者であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経て特例的に入所を認める取扱いとなります。 | 93 | ○実地指導において、特例入所の申込者が要件を満たしているか、また該当する場合や入所が決定した時は、保険者に報告をしているか確認している。 ○特例入所に該当するか否かの判断に適宜意見を求めた件数 延170件 入所の必要性の高さを判断するため保険者が意見を表明した件数 延149名 特例入所申込者のうち、入所が決定した人数 149名 | 実地指導において、入所選考指針に基づき特例入所の扱いが適切に行われているか引き続き確認し指導する。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|--------------------------------|---|------------|---|---|
| 第4項 介護保険制度の適切な運営 | | | | |
| (1) 介護保険制度運営に関する支援・助言 | | | | |
| 147 | 保険者実地指導等の機会を通じ、保険者が抱える介護保険制度の運営に関する課題を的確に把握するとともに、細やかに支援・助言を行います。 | 94 | 介護保険事業の安定的な運営を確保するとともに、適正な事業運営の実施及び介護保険財政の健全化の推進を図ることを目的として、全保険者(市町村及び広域連合)に、介護保険の運営上抱える懸案事項等について、原則として3年間(各計画期間内)に最低1回の割合で、ヒアリング方式での実地指導を行った。 | 保険者が抱える介護保険制度の運営に関する課題を共有し、市町村に対して、助言、支援を行っていく。 |
| 148 | 市町村課長会議、担当者会議の開催や、市町村が地域ごとに開催するブロック会議への参画等を通じて、介護保険制度の運営に関する課題の的確な把握、解決や迅速な情報提供に努め、介護保険制度の円滑な運営を支援します。 | 94 | 市町村課長会議や、担当者会議、府内の各地域ごとに開催されるブロック会議へ積極的に参画し、各保険者の事業実施状況の把握を行い、必要に応じて、国に対し、提言・要望を行った。 | 国の審議会情報等の情報収集に努め、迅速に保険者に対する情報提供を行っていく。 |
| 149 | 新しい地域支援事業が、府内市町村において円滑に実施できるよう、好事例などの収集・情報提供、研修、専門職等の広域派遣調整、市町村間や各団体との連絡調整等、市町村支援に取り組みます。 | 94 | ○新しい介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するために、社会保障審議会介護保険部会元委員と先行自治体職員を講師として招聘し、研修会を実施した。 平成28年8月31日 約300名参加(市町村、地域包括支援センター職員) ○また、地域包括ワーキング等において市町村とともに実施に当たった課題やその対応策を検討する中で国保連合会や関係機関等との広域調整を行った。 | 平成29年4月までに全市町村が滞りなく事業に移行できるよう引き続き、先行自治体の情報提供や関係機関等との広域調整を行っていく。 |
| (2) 制度改正に向けた取組み | | | | |
| 150 | 介護保険制度にかかるワーキングを市町村と共同で設置し、課題ごとに検討を行います。 | 95 | 介護保険制度運営に係る具体的な事務処理上の課題や保険者で統一的な事務処理が必要な事項等について研究・検討を行い、効率的な事務処理体制の推進を図るため「介護保険制度事務マニュアル(平成27年度版)」を作成し保険者に提供した。 | 介護保険制度運営に係る課題に関して介護保険制度ワーキングチームの設置・運営などを行い、保険者に対する助言・支援を行う。 |
| 151 | 保険者の規模の拡大やインセンティブ制度、介護報酬のあり方など、課題を検討するとともに必要に応じて国へ制度提言等を行います。 | 95 | 市町村課長会や府内の各地域ごとに開催されるブロック会議へ積極的に参画し、保険者とともに課題を共有、検討し必要に応じて、国に対し、提言・要望を行っている。 | 介護保険制度における課題などを共有、検討する機会を設け、必要に応じて国に対し、提言・要望を行っていく。 |
| 152 | 制度改正の内容が、府民及び利用者に十分理解されるよう、広報ツールを活用したPRの充実などを通じ市町村への支援を行います。 | 95 | パンフレットを作成し周知を行った。 ・「介護保険制度について(平成27年度改訂版)」 | 制度周知の充実 介護保険制度を府民により一層定着させる中で、制度についてもわかりやすく周知を図る必要があることから、市町村、関係機関・団体とともに、パンフレット等を活用して、窓口での周知や広報活動の充実に努める。 |
| (3) 財政安定化基金の適正な管理、運営 | | | | |
| 153 | 介護保険財政の安定化を図るため設置した「大阪府介護保険財政安定化基金」を法令に基づき適正に管理・運営し、保険給付の増大等による保険者の財源不足に対して資金の貸付を行うなど、保険者の健全な財政運営の確保に努めます。 | 95 | 平成12年度より、毎年度、国、府及び保険者(市町村)が3分の1ずつ拠出した財源により大阪府介護保険財政安定化基金を設置し、運営している(第4期計画期間以降については拠出率0%)。 | 事業計画と給付実績の乖離が著しく、介護保険財政の赤字が見込まれる保険者(貸付・交付対象保険者)については、ヒアリングを実施し、現状分析・要因の把握を行うとともに、当該要因に応じた介護給付の適正化対策を促すなど、財政健全化に向けて指導・助言を引き続き行っていく。 |
| 第5項 介護保険制度の持続可能性を高める取組み | | | | |
| 154 | 国の「第3期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ策定した「第3期大阪府介護給付適正化計画」に基づき、国の指針に準じた主要8項目の取組みを促進します。 1.要介護認定の適正化 2.ケアプランの点検 3.住宅改修の適正化 4.福祉用具購入・貸与調査 5.医療情報との突合 6.縦覧点検 7.介護給付費通知 8.給付実績の活用 | 97 | 保険者の適正化事業の推進を図るため、市町村の担当職員に対して研修を行った。 ・ケアプラン点検に関する研修会(平成28年2月開催) ・国保連介護給付適正化システム研修会(平成27年11月開催) | 保険者(市町村)が行う適正化事業について、円滑な事業の実施が図られるよう、研修会の開催などにより市町村支援等を行っていく。 |
| 155 | 適正化事業を円滑に推進することができるよう、介護給付適正化システムの活用を促進するための市町村職員向け研修会を開催します。 | 97 | 保険者の介護給付システムの活用を促進するため、市町村の担当職員に対して研修を行った。 ・国保連介護給付適正化システム研修会(平成27年11月開催) | 保険者(市町村)が行う適正化事業について、円滑な事業の実施が図られるよう、研修会の開催などにより市町村支援等を行っていく。 |
| 156 | 高齢者の権利侵害や過剰なサービス提供など、不適正な事業運営が疑われる事案に対しては、保険者や関係機関と連携し、指導・監督の実施等により対応します。 | 97 | ○利用者や施設従事者からの通報により、不適切な事業運営の疑いのある施設については、市町村(保険者)や関連機関と連携し、情報収集したうえで実地指導等を実施した。 ○利用者からの通報により、不適切な事業運営の疑いのある事業所については、保険者や関連機関と連携し、情報収集したうえで実地指導を行っている。 | ○高齢者の権利侵害や不適正な事業運営が疑われる場合は、引き続き、市町村(保険者)や関係機関と連携し、指導・監督を実施する。 ○実地指導は事業所への立ち入りとなるため、利用者の実態が把握できるよう、また適切な居宅サービスが提供されているか確認できるよう、関連機関と連携した合同指導を行うなど、効果的な指導を行う必要がある。 |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---------------|--|--|------------|--|----------|--|--|-----|-----|---------|-----|-----|---------|-----|--------|-------|-----|-------|-----|----|-------|-------|----|-------|-----|----|-------|-------|----|-------|---|----|-------|-------|----|-------|----|-----|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|----|-----|-------|-----|-----|-------|----|----|-------|-----|----|-------|----|------------|---------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|--|---------------|--|-----|--------|-----|-------|----|-------|----|------|--|
| 第7節 福祉・介護サービス基盤の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1項 居宅サービスの基盤の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 居宅介護支援事業所指定権限の移行に向けた準備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 157 | 現在、大阪府地方分権による指定権限の移譲を行っていない9市町について、平成30年4月の法定移譲によって居宅介護支援事業所の指定指導事務を初めて行うこととなることから、円滑に事務が執行されるように、必要な支援・調整を行います。 また、大阪府地方分権により既に指定権限が移譲されている市町村においても、法定移譲を踏まえ、府として引き続き必要な支援・調整を行います。 | 99 | ○府と市町村で、介護保険(居宅サービス)事務移譲市町村連絡会議及び未移譲市連絡会議を開催し、円滑な事務執行に努めている。 ・居宅サービス(移譲市町村)連絡会議 平成27年度3回 (未移譲市)連絡会議 平成27年度1回 ○また、事業者への集団指導の合同実施、各種ワーキングの実施等により、適切な指導の推進に努めている。 | ○府内で約8割の市町村への事務移譲が進んでいることから、連絡調整会議開催等の課題について検討していく。 ○集団指導については、資料の共同作成や合同開催などの現在の取り組みについて検証し、今後の実施方法等についての調整・検討を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2項 地域密着型サービスの普及促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 158 | 地域包括ケアシステムの構築にあたって重要なサービスである地域密着型サービスの普及を促進します。 | 100 | ○国への制度提言 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、また、地域によってサービス格差が生じないよう、サービスの提供状況の検証と保険者への情報提供を行うよう、国へ提言を行った。 | 地域密着型サービスの適切な提供が確保されるよう、介護事業者課と連携して、市町村に対して、助言・支援を行っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 159 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)の計画的な普及に向け、引き続き制度の周知に努めるとともに、先進事例の紹介、介護保険制度ワーキング等を通じた必要な調整や考え方の整理に取り組みます。 | 100 | ○国への要望等 市町村の意向や現場の実態を踏まえた柔軟な運用ができるよう、国へ要望を行った。 | 平成24年度から創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特徴や効果について、市町村担当課長会議などで積極的に周知し、導入を促進する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 160 | 市町村が、地域の実情に応じ、住民や地域の事業者に対して積極的に情報提供を行うなど、サービスの普及に努めるよう支援します。 | 100 | パンフレットを作成し周知を行った。 ・「介護保険制度について(平成27年度改訂版)」 | 地域の実情に応じ、適切な提供が確保されるよう、介護事業者課と連携して、市町村に対して、助言・支援を行っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3項 施設基盤の充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 161 | 特別養護老人ホームについては、在宅での生活が困難な重度の要介護者に重点を置くこととし、市町村が高齢者のニーズ、給付と負担のバランス等を踏まえて見込んだサービス必要量に基づき、地域バランスにも配慮しながら計画的な整備を推進します。 | 101 | 各市町村が公的介護施設等の整備に関する目標及び計画期間を定めた面的整備計画を踏まえ、介護施設・介護拠点の整備に取り組んでいる。なお、工事に着手した1圏域計2施設特別養護老人ホームのうち1施設の整備を終え、1施設について工事中である。 | ○整備中の1施設については平成28年10月に竣工予定。 ○特養の入所申込者数は減少傾向にあるものの依然として高い水準にあるため、申込者の実態を把握しつつ介護施設、介護拠点の計画的な整備を進めていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 162 | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設について、新規建設や老朽施設の建替え、改修においては、入居者ができる限り在宅に近い居住環境のもとで安心して生活できるように、個室・ユニット型施設の整備を推進します。 | 101 | 介護保険施設における個室ユニットケア型施設の整備状況【床数】 個室・ユニット型施設の整備状況(平成28年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">指定介護老人福祉施設</th> <th colspan="3">介護老人保健施設</th> </tr> <tr> <th>圏域名</th> <th>指定数</th> <th>ユニット定員数</th> <th>圏域名</th> <th>指定数</th> <th>ユニット定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市</td> <td>11,214</td> <td>3,475</td> <td>大阪市</td> <td>6,976</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>堺市</td> <td>3,025</td> <td>1,146</td> <td>堺市</td> <td>1,744</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>豊能</td> <td>3,915</td> <td>1,830</td> <td>豊能</td> <td>2,197</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>三島</td> <td>2,579</td> <td>1,147</td> <td>三島</td> <td>1,578</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>北河内</td> <td>4,126</td> <td>2,045</td> <td>北河内</td> <td>2,668</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>中河内</td> <td>3,245</td> <td>1,251</td> <td>中河内</td> <td>1,752</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>南河内</td> <td>2,619</td> <td>801</td> <td>南河内</td> <td>1,336</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>泉州</td> <td>2,690</td> <td>756</td> <td>泉州</td> <td>1,835</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>府合計</td> <td>33,413</td> <td>12,451</td> <td>府合計</td> <td>20,086</td> <td>758</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記には地域密着型介護老人福祉施設も含む</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">個室・ユニット型施設の割合</th> <th colspan="2">個室・ユニット型施設の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府</td> <td>37.26%</td> <td>大阪府</td> <td>3.77%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>35.7%</td> <td>全国</td> <td>6.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※全国の割合は平成27年10月1日現在、介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省))</p> | 指定介護老人福祉施設 | | | 介護老人保健施設 | | | 圏域名 | 指定数 | ユニット定員数 | 圏域名 | 指定数 | ユニット定員数 | 大阪市 | 11,214 | 3,475 | 大阪市 | 6,976 | 200 | 堺市 | 3,025 | 1,146 | 堺市 | 1,744 | 205 | 豊能 | 3,915 | 1,830 | 豊能 | 2,197 | 0 | 三島 | 2,579 | 1,147 | 三島 | 1,578 | 69 | 北河内 | 4,126 | 2,045 | 北河内 | 2,668 | 129 | 中河内 | 3,245 | 1,251 | 中河内 | 1,752 | 40 | 南河内 | 2,619 | 801 | 南河内 | 1,336 | 70 | 泉州 | 2,690 | 756 | 泉州 | 1,835 | 45 | 府合計 | 33,413 | 12,451 | 府合計 | 20,086 | 758 | 個室・ユニット型施設の割合 | | 個室・ユニット型施設の割合 | | 大阪府 | 37.26% | 大阪府 | 3.77% | 全国 | 35.7% | 全国 | 6.7% | 創設・改築の場合に、ユニット化を補助の条件とするなど、引き続きユニット化を推進する。 |
| 指定介護老人福祉施設 | | | 介護老人保健施設 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 圏域名 | 指定数 | ユニット定員数 | 圏域名 | 指定数 | ユニット定員数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪市 | 11,214 | 3,475 | 大阪市 | 6,976 | 200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 堺市 | 3,025 | 1,146 | 堺市 | 1,744 | 205 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 豊能 | 3,915 | 1,830 | 豊能 | 2,197 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三島 | 2,579 | 1,147 | 三島 | 1,578 | 69 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北河内 | 4,126 | 2,045 | 北河内 | 2,668 | 129 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中河内 | 3,245 | 1,251 | 中河内 | 1,752 | 40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南河内 | 2,619 | 801 | 南河内 | 1,336 | 70 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 泉州 | 2,690 | 756 | 泉州 | 1,835 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府合計 | 33,413 | 12,451 | 府合計 | 20,086 | 758 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個室・ユニット型施設の割合 | | 個室・ユニット型施設の割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪府 | 37.26% | 大阪府 | 3.77% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 全国 | 35.7% | 全国 | 6.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 163 | 既設の老朽化した施設について、入居者の生活に及ぼす影響を考慮し、計画的に必要な建替えを推進します。特に昭和56年以前の旧耐震基準に基づき建設されたものについては、優先して建替えを推進します。 | 102 | 改築予定の特別養護老人ホーム(3施設)については整備に向けて協議を行っている。今後とも改築を必要とする他の施設について、入居者が安心して暮らし続けるために優先して工事を促進する。 | 改築予定の1施設については平成29年度の着工を目指す。また建設用地の確保が困難であることを理由に建替えが進まない施設については、定期借地権等による用地確保を助言するなど、改築計画の掘り起しを行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 164 | 養護老人ホームや軽費老人ホームについては、現在の供給実績や地域ニーズ、周辺地域にあるサービス付き高齢者向け住宅などの整備及び利用状況を勘案し、市町村が見込んだ整備目標を踏まえた整備や建替えを推進します。 また、入所者の介護ニーズに対応するため、施設が特定施設入居者生活介護の指定を受けることについて支援します。 | 102 | 改築工事に着手した1圏域1施設について工事中である。なお、軽費老人ホームの改築については、既存の軽費老人ホームA型からケアハウスへの改築を創設よりも優先して整備を促す。 | 整備中の1施設については平成28年10月に竣工予定。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 165 | 施設が地域包括支援センター等と連携して行う、地域における多様な生活課題を抱える高齢者支援活動を支援します。 | 102 | ○軽費老人ホーム指導監査時に、地域の社会貢献に向けた取組を行うよう指導している。 ○社会福祉協議会軽費分科会にて、地域包括ケアシステムについての講義を行った。 | 引き続き、指導監査において、地域の社会貢献に向けた取組について、推進していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書 ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|-----------------------------------|--|------------|--|---|
| 第4項 在宅医療、看護、介護の人材の養成、確保 | | | | |
| (1) 医療・看護・介護の人材養成と確保、資質の向上 | | | | |
| 166 | 介護福祉士養成施設や研修事業者等に対し、必要な指導を行います。 | | <p>○介護福祉士養成施設の指定 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次分権一括法)」に基づき、社会福祉士等の養成施設に係る指定事務・権限が平成27年4月より国から都道府県に移譲されたことに伴い、養成施設の指定を行った。 【指定養成施設数】<平成28年3月末現在> 介護福祉士養成施設 15施設 17課程</p> <p>○介護員養成研修事業者の指定 平成25年度より、「在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修」として位置付けられた「介護職員初任者研修」事業の質を確保するため、介護員養成研修事業者の指定を行った。 【指定事業者数】<平成28年3月末現在> 介護職員初任者研修 180事業者</p> | 質の高い介護職員の養成に向けた適正な研修事業の確保のため、指定養成施設及び事業者に対して必要な指導・監督を行っていく。 |
| 167 | 介護職員等がたんの吸引等に関する知識や技能を習得するための研修体制の整備を進めており、一定の要件を満たすものを研修機関として登録しています。また、必要に応じ、登録研修機関の指導監督を行います。 | | <p>○国の登録基準に基づき、登録要件等の確認・審査を実施している。 ・登録研修機関……H27年度 41機関(H28.3.31現在 高齢分)</p> <p>○平成28年1月に実施結果報告書に疑義が生じたため立入検査を行い、所定のカリキュラムが不足する等、内容の不備が認められたため改善勧告を行ったことを受け、登録研修機関の一斉立入検査を実施、法に抵触するケースはなかったが、研修実施要綱の理解不足により修了判定が審査基準を満たしていないケース等が確認された。</p> | <p>○定期的な立入検査の実施(登録から1年以内・更新時)</p> <p>○自己検査体制、研修実施状況の報告・チェック体制の充実</p> <p>○留意事項等の定期的な注意喚起や情報提供の徹底</p> |
| 168 | 介護福祉士および社会福祉士の資格取得をめざす学生の修学を容易にし、質の高い介護福祉士等の養成・確保に努めるため、養成施設等修学者に対して、修学資金を貸付けます。 | | <p>○介護福祉士等修学資金貸付事業 介護福祉士・社会福祉士を目指して養成機関で学ぶため、修学資金が必要な方に対する修学資金の貸付を実施した ・貸付実績 貸付人数135名</p> | <p>□介護福祉士等の資格取得を目指す者を支援するため、養成施設に修学する際の修学資金を貸付ける。 制度について、高等学校や養成施設等を通じ周知を行っていく。</p> |
| 169 | 利用者に対する処遇の向上及び福祉・介護現場における従業職員の介護技術等の向上を図るため、適切な研修実施に努めます。 | | <p>○介護・福祉等の専門職員や市町村職員を対象に福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談等を事業委託により実施した。 ・市町村職員研修 4講座、修了者 114名 ・介護・福祉等専門職員研修 36講座、修了者1,748名 ・専門相談 来所672件、電話179件 ・福祉機器展示 来場者1,874名</p> | <p>□引き続き効果的、効率的に事業を実施し、介護・福祉分野における質の高い人材の確保、育成に努める。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|-----|--|--------|--|--|
| 170 | 在宅医療に取り組む医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の確保及び養成を行います。 | | <p>○地区医師会に配置している在宅医療推進コーディネータにより、訪問診療への参入を考えている医師の掘り起しと参入促進を行った。 また、訪問診療へのきっかけ作りとして効果的な「訪問診療導入研修(同行訪問研修)」の取組促進を図るため、実施方法や効果についてコーディネータ研修会で説明するなど、訪問診療を行う医師の確保及び養成に向けた取組みを行った。(コーディネータ機能有する地区医師会35箇所/目標57箇所)</p> <p>○在宅歯科医療に従事する歯科医師の確保・養成に向けた取組みとして歯科医師向けの研修会を開催し、在宅歯科医療の支援体制の構築に繋がる連携拠点として在宅歯科ケアステーションの設置を進めた。(16地区設置 平成28年度末までに40地区設置を目標)</p> <p>○在宅で医療的ケアを要する患者に対応するべく無菌製剤(注射剤)の調製を行う薬局を増やすため必要な手技の習得を図るための研修を実施した。(無菌調剤受入薬局整備数 平成27年度末現在61施設/平成29年度末までに目標79施設)</p> <p>○訪問看護師の確保に向けて、看護学生や潜在看護師に対して訪問看護師への就業動機づけとなるように、訪問看護の基礎研修や職場体験を開催した。 また、訪問看護師の資質向上のために、訪問看護キャリア・経験に応じて、訪問看護の基礎知識や疾患毎に必要な専門知識を習得する研修を開催した。 さらに、地域の実情に応じた研修を実施する教育ステーションを府内7箇所指定し、看護実践能力の向上を図る研修を開催した。 (研修参加者数:1,526人※延べ人数/訪問看護師数約3,100人) (教育ステーションを指定した圏域数:5圏域)(再掲) (研修受講者が訪問看護ステーションの就業につながった人数:135人)(大阪府調査より)</p> | <p>○在宅医療推進コーディネータの取組を段階的に拡大していくために、補助事業の採択の際の要件の1つとして訪問診療導入研修(同行訪問研修)も盛り込み、取組みの促進を図る。</p> <p>○増加が見込まれる在宅患者等に対する、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、引き続き、在宅歯科医療を担う歯科医師の養成に加え、在宅歯科ケアステーションの機能を有する地区の増加を図る。</p> <p>○在宅医療の経験がない薬局(薬剤師)が多く、今後急増する在宅患者に対応することが困難であるため、関係者と連携を図りながら、引き続き、在宅医療に対応できる訪問薬剤師の養成に取り組んでいく。</p> <p>○訪問看護師の確保養成に向けて、研修参加者を増やしていくため、開催日程や時間等を工夫し、参加率の向上を図れるよう取り組んでいく。(再掲)</p> <p>○訪問看護師の確保養成に向けて、研修参加者を増やしていくため、開催日程や時間等を工夫し、参加率の向上を図る。 H27年度は、教育ステーションが指定されていない圏域が3か所あった。 今後は教育ステーションのない圏域の訪問看護ステーションに対して、協議・調整を行うことで、拡大を目指す。(再掲)</p> |
| 171 | 看護学生に対する修学資金の貸与並びに養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努めます。 | | <p>○看護師等養成所修学資金の貸与 看護職員の確保及び府内医療機関等への定着を図るため、看護師等養成施設を通じて、希望する看護学生に対する修学資金の貸与を行なっている。</p> <p>○看護師等養成施設への助成 府内における看護職員の養成数を確保するため、養成施設に対して、施設・設備整備費の一部を助成するとともに、看護教員人件費等の運営費の一部を助成している。</p> | 引き続き、看護学生に対する修学資金の貸与及び養成施設に対する助成を行い、看護職員の確保・定着に努める。 |
| 172 | 看護師等の養成施設に対する指導・助言を通じた教育水準の向上及び講習会の開催による資質向上に努めます。 | | <p>○看護師等養成施設への指導・助言等 看護師等養成施設における教育水準の向上を図るため、近畿厚生局と合同し、『保健師助産師看護師学校養成所指定規則』ほか関連法令等に基づく指導・助言を行っている。</p> <p>○人材育成、資質向上への支援 看護教員等の資質向上を図るため、公益社団法人大阪府看護協会に対して、看護教員養成講習会、実習指導者講習会などの事業委託を行なっている。 (・看護教員養成講習会 H27:48名 ・実習指導者講習会 H27:239名)</p> | 引き続き、養成施設への指導、助言を行い教育水準の向上を図っていく。 また、講習会の開催による看護教員等の資質向上に努める。 |
| 173 | 資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護師等を対象に無料職業紹介を実施するとともに、再就業に不安を持つ看護師等には、現場の実態に即した内容の講習会を受講していただき、現場復帰を支援します。 | | <p>ナースセンター事業 大阪府看護協会にナースセンター事業を委託し、無料職業紹介、再就業支援講習会を実施している。再就業支援講習会については開催回数を増やすとともに講習内容の充実を図り強化した。</p> | 引き続き、無料職業紹介、再就業支援講習会を実施して潜在看護師の現場復帰を支援していく。 |
| 174 | 府保健所において、管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等を行います。また、市町村保健センターと連携して保健師学生等の臨地実習の受け入れを行うなど人材養成に努めます。 | | <p>○府保健所管内の医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等 各保健所において府・市町村保健師の人材育成を目的に「地域研修」を実施している。また、結核をはじめとする感染症対策の観点や難病患者支援を通じ、管内医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修を開催して。</p> <p>○市町村保健センターと連携した保健師学生等の臨地実習の受け入れ 府保健所と市町村保健センターでは、看護教育の一環である保健師・助産師・看護師学生の臨地実習を受け入れている。また、教育機関と連携し、作成した「公衆衛生看護学実習計画」を実施し、保健師教育の質の向上をめざしている。</p> | <p>○引き続き、府保健所管内の状況に合わせた医療・看護・福祉分野の従事者に対する研修等の開催。</p> <p>○引き続き、市町村保健センターと連携した保健師学生等の臨地実習の受け入れを継続。H27年度より「公衆衛生看護学実習計画」の本格実施。</p> |

「大阪府高齢者計画2015」の取組状況(一対一対応版)

資料7

| 番号 | 計画上の記載内容 | 計画書ページ | 取り組みの状況(平成27年度) | 課題及び今後の方向 |
|-----|---|--------|--|--|
| 175 | 地域ぐるみで人材確保に取組むため、連携の仕組みを構築します。 | 104 | <p>○府内6ブロック毎に、介護人材確保連絡会議を開催し、地域の現状、課題を把握、分析を行い、地域の実情にあった介護人材確保の取組みを企画、実施した。</p> <p>○地域介護人材確保連絡会議開催数：各地域において4～7回開催。小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の受講及び高齢者施設への見学、一般求職者等向け就職フェア、介護魅力発信DVDの作成などの取組みを行った</p> | <p>景気の上昇とともに、有効求人倍率が上昇しており、福祉・介護分野においては人手不足がさらに深刻化する可能性があることから、引き続き重点的に取り組む必要がある。</p> <p>今後、後期高齢者人口が急増し、福祉・介護サービスに対する需要の拡大が見込まれることから全国ベースで平成37年度には約253万人の介護職員が必要となると推計されており、本府においては、21万9千人の介護職員が必要であると推計している。</p> <p>平成27年11月に国において「介護離職ゼロ」実現への取組みが示された。これにより、地域密着型サービスなどの整備が進むこととなり、介護人材が更に必要になると見込まれる。そこで、「基盤整備」「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の4つを柱として、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材の確保のための様々な施策に取り組んでいく。</p> |
| 176 | 介護職員の資質向上を図り、職場への定着を支援します。 | 104 | <p>○継続的な資質向上の取組み(キャリアパス支援事業)</p> <p>介護福祉士等養成施設の教員等が、小規模の介護サービス事業所に対し、事業所ごとのニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成等を行うことにより、介護職員が見通し(キャリアパス)を持って働けるよう、資質の向上ができる体制づくりや職場定着を支援する事業を実施した。</p> | <p>○介護職員の資質の向上を図り、質の高いサービスを提供するため、介護職員の継続的な資質向上に向けた研修体制の取組みを進める。</p> |
| 177 | 福祉・介護従事者の質の確保・向上を図るため、市町村や大阪府社会福祉協議会等と公民連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たな地域課題等に対応できるよう、養成研修の開催や、職場への定着支援・モチベーションの向上のためのキャリアパスの設定やスキルアップ研修等の推進を図ります。 | 104 | <p>○社会福祉施設・事業所職員を対象に、職員の資質・人権意識等の向上を図り、事業所における福祉人材の職場定着支援を行うため、社会福祉研修を実施した。</p> <p>・民間社会福祉事業従事者等を対象に、職員の資質向上・人権意識の向上を目的とした「民間社会福祉事業従事者資質向上研修」を実施した。</p> <p>・社会福祉施設職員を対象に、職員個々の分野別・専門別スキルアップを目的とした「社会福祉施設職員等研修」を実施した。</p> | <p>引き続き効果的、効率的に事業を実施し、福祉・介護従事者の質の確保・向上に努める。</p> |
| 178 | 地域医療介護総合確保基金を活用し、地域包括ケアシステムの構築とそれを支える質の高い人材の確保・養成に向けた取組みを進めます。 | 105 | <p>○府内6ブロック毎に、介護人材確保連絡会議を開催し、地域の現状、課題を把握、分析を行い、地域の実情にあった介護人材確保の取組みを企画、実施した。</p> <p>○地域介護人材確保連絡会議開催数：各地域において4～7回開催。小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の受講及び高齢者施設への見学、一般求職者等向け就職フェア、介護魅力発信DVDの作成などの取組みを行った。</p> <p>○介護職員初任者研修受講と修了後の就労を支援するため、「介護職員初任者研修受講支援事業」を11月から実施した。</p> | <p>景気の上昇とともに、有効求人倍率が上昇しており、福祉・介護分野においては人手不足がさらに深刻化する可能性があることから、引き続き重点的に取り組む必要がある。</p> <p>今後、後期高齢者人口が急増し、福祉・介護サービスに対する需要の拡大が見込まれることから全国ベースで平成37年度には約253万人の介護職員が必要となると推計されており、本府においては、21万9千人の介護職員が必要であると推計している。</p> <p>平成27年11月に国において「介護離職ゼロ」実現への取組みが示された。これにより、地域密着型サービスなどの整備が進むこととなり、介護人材が更に必要になると見込まれる。そこで、「基盤整備」「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」の4つを柱として、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材の確保のための様々な施策に取り組んでいく。</p> |
| 179 | 福祉・介護職場への参入促進のため、市町村や大阪府社会福祉協議会等と連携しながら、福祉施設での職場体験等を通じて、福祉職場の魅力発信に取り組めます。 | 105 | <p>○福祉・介護分野に関心のある方などを対象にした職場体験や大学生や高校生など若年者を対象に福祉の職場体験バスツアーを実施した。</p> <p>・職場体験者数 782人</p> <p>・職場体験バスツアーの開催：6回 参加者：86人</p> | |
| 180 | 人材を介護職場に呼び込むため、大阪府福祉人材支援センター、ハローワークや福祉・介護施設等との連携による就職説明会の開催等を通じて、新卒者等の若い世代から中高年齢者の就職や、出産・子育てにより退職した女性等(潜在的有資格者)の再就職が進むよう取り組みます。 | 105 | <p>○福祉・介護サービスに対する府民の理解や関心を高めるとともに、福祉・介護の現場における安定した人材の確保・定着を図るため、各種セミナーや就職フェアなどを実施した。</p> <p>・合同面接会参加者 160人</p> <p>・就職フェア参加者数 2,711人</p> <p>・セミナー参加者数 4,725人</p> | |